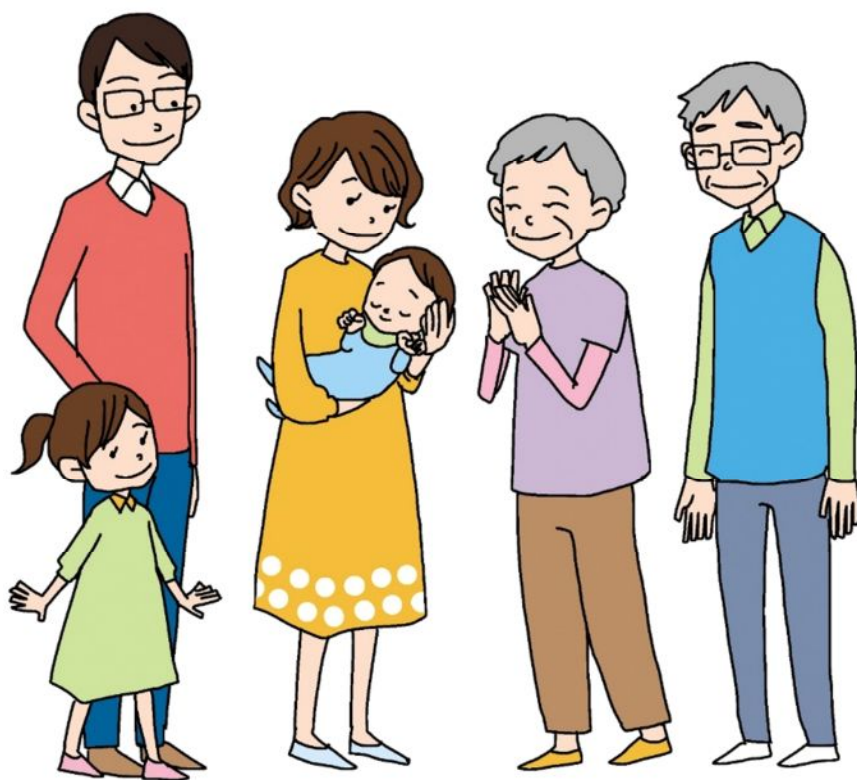


第2期

高森町子ども・子育て支援事業計画

みんなで育てる たかもりの子

～ひろげよう子育ての輪～



令和2年3月
高森町

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	2
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
5 本計画におけるポイント.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 統計による高森町の状況.....	8
2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の概要.....	16
3 第1期事業計画の評価.....	27
4 子ども・子育て会議におけるワークショップの結果.....	33
5 課題等の整理.....	38
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 計画の基本理念.....	42
2 計画の基本施策.....	42
3 施策体系.....	44
第4章 施策の展開	45
施策体系～施策の展開.....	46
基本施策1 地域における子育て支援体制づくり.....	48
基本施策2 安心して子育てができる環境づくり.....	51
基本施策3 健やかに生まれ育つ環境づくり.....	55
基本施策4 豊かな教育による人づくり.....	57
基本施策5 子どもにやさしいまちづくり.....	62

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策	65
1 教育・保育提供区域の設定.....	66
2 量の見込みの算出について.....	66
3 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期.....	69
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保内容・実施時期.....	71
5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	78
第6章 計画の推進体制	81
1 計画の推進に向けて.....	82
2 家庭・地域・事業所等の役割.....	82
施策を推進するための成果指標（抜粋）	83
資料編	85
1 高森町子ども・子育て会議条例.....	86
2 「子ども・子育て支援法」第61条.....	88
3 「次世代育成支援対策推進法」第8条.....	90
4 高森町子ども・子育て会議における審議経過.....	91
5 委員名簿.....	92

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の少子化は急速に進行しており、その背景には、子育てに関する不安や、仕事と子育ての両立に関する負担感があることなどが挙げられます。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国は、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年に幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定しました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことが必要であるとしています。

また、平成26年に次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を目指した次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、同法に基づく次世代育成支援行動計画の継承を図ることも求められています。

さらには、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」を実現するために、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが示されています。

高森町では、平成27年度から平成31（令和元）年度を計画期間とする「高森町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域における子育て支援や心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に取り組んできました。平成30年度からは『第6次振興総合計画「まちづくりプラン」』後期計画を施行し、「子どもの育ちを家庭と地域で支え合う環境づくり」を重点施策の一つとして取り組みも進めてきました。

以上のことを踏まえ、「高森町子ども・子育て支援事業計画」の方向性を継承しつつ、より一層、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境の整備を推進することを目的に、「第2期高森町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」）を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

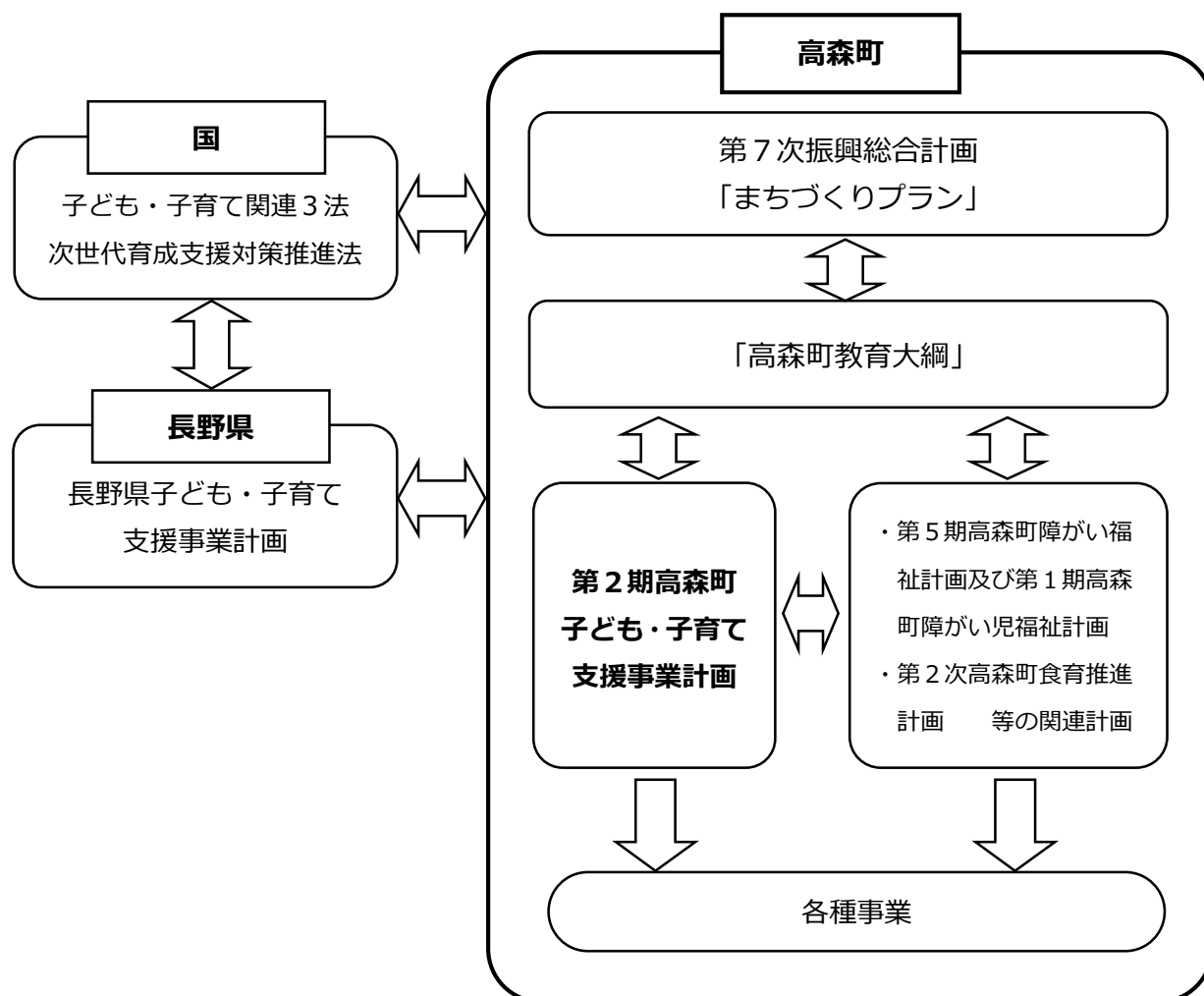
(1) 子ども・子育てに関する根拠法律

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、並びに「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画として位置づけられます。すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした計画です。

(2) 他の計画との整合性

高森町では、令和 2 年度から施行される『第 7 次振興総合計画「まちづくりプラン」』及び「高森町教育大綱」を上位計画とし、「高森町障がい福祉計画及び高森町障がい児福祉計画」「高森町食育推進計画」等の関連計画との整合を図りながら各施策を推進していきます。

【子ども・子育て支援の総合的な推進イメージ】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行い、次期計画の策定につなげていきます。



4 計画の対象

この計画は、18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としています。

5 本計画におけるポイント

本計画においては、以下をはじめとする、国の子ども・子育てにおける近年の政策動向を取り入れ、高森町の子どもの様子や子どもを取り巻く環境等の様々な実態を考え、取り組みを進めていきます。

(1) 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」に向けた取り組みの実施

子ども・子育て支援新制度においては、財源を確保しつつ、保育における「量的拡充」と「質の向上」に向けた取り組みが進められています。「量的拡充」については、待機児童の解消が全国的な課題となる中、幼稚園、保育園、認定こども園等における受け皿の確保をはじめ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどの多様な形で保育を充実させることを目標としています。「質の向上」については、量的な拡充を目指す中で、保育等に従事する人材の不足があり、処遇改善や人材育成を含め、保育士等の確保が喫緊の課題となっています。

高森町においては、増大・多様化する教育・保育ニーズに対応し、保護者が安心して子育てできる環境づくりや、保育園の運営体制の見直し等を行ってきました。本計画では、その対策をさらに推進し、量的・質的両方の視点から一層の改善に努めていきます。

(2) 幼児教育・保育の無償化による対応

国は、子ども・子育て支援制度の具体策の一つとして、3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯について、幼稚園、保育園、認定こども園の幼児教育・保育の無償化を行うこととし、また、認可保育園に入ることができない待機児童を考慮、保育の必要性のある子どもについては、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とすることを決め、令和元年10月から施行しています。

高森町では、定期的な教育・保育事業の利用者が全体の7割以上を占めています。その中でも、認可保育園の利用者はおよそ8割となっておりますが、現状では保育を希望する保護者のニーズに概ね応えられている状況にはあります。しかし、無償化による保護者の動向（延長保育や未満児保育ニーズの高まりなど）の把握に努め、金銭的な利用のしやすさだけでなく、さらに多様化する子育て支援ニーズに対応できるようにするため、きめ細かな対応を行っていきます。

（３）放課後児童クラブの利用希望に対する対応

放課後児童クラブは、放課後等の子どもが安心して過ごせる生活の場を提供するサービスであり、共働き家庭の増加などにより、利用者は年々増加しています。

高森町では、現在、放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用する小学生児童の割合は1割強となっていますが、小学生児童の母親の就労割合の増加や核家族化の進展により、今後とも利用ニーズの高まりが予測されます。したがって、現在よりも受け入れ態勢を充実させることで、保護者が仕事と子育てのしやすい環境を整えていきます。

（４）児童・家庭に対する必要な支援を行う体制整備

平成28年に成立した児童福祉法の一部改正する法律（平成28年法律第63号）により、平成29年4月より市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置が努力義務となりました。

高森町では平成30年に、女性活躍子ども子育て支援拠点施設「あったかてらす」（子育て世代包括支援センターの機能を有する）を開所し、妊娠期から子育て期（就職期）までにわたる総合的相談・支援を実施しておりますが、さらに、増大する子ども家庭支援の必要性を踏まえ、子どもや家庭への支援、要支援児童及び要保護児童等への支援等、すべての子どもの福祉に関して必要な支援を一体的に行う体制（「高森町子ども家庭総合支援拠点」の設置）の強化を進めます。

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による高森町の状況

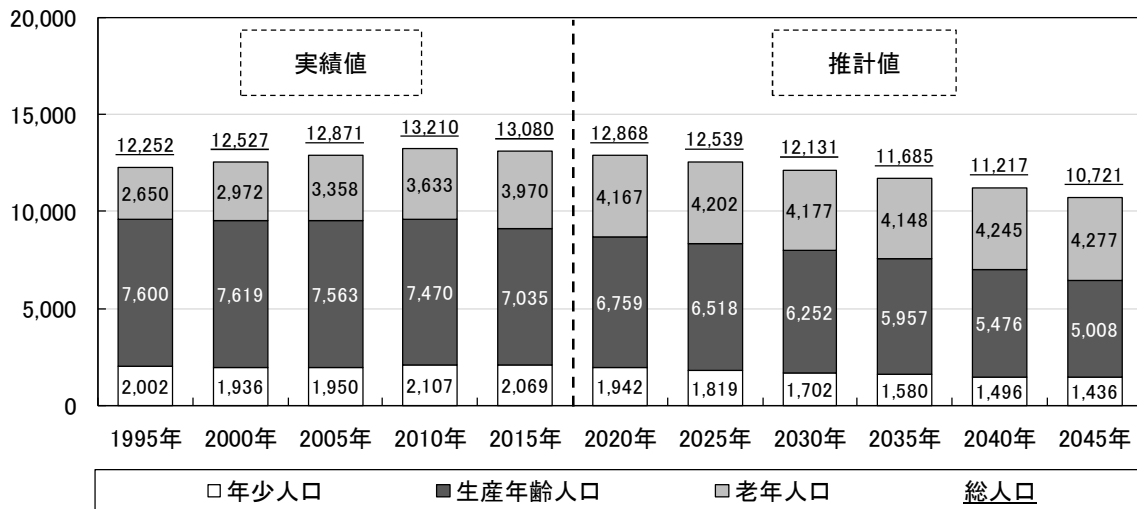
(1) 人口・世帯の状況

①総人口及び年齢3区分別人口の推移・推計

総人口の推移をみると、1995年から2010年にかけては増加していますが、2015年において減少に転じています。国立社会保障人口問題研究所（以下、社人研という）による推計をみると、人口は一貫して減少が予想され、2045年の総人口は、11,000人未満となることが見込まれています。

年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）は、2000年をピークに減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）は、1995年以降、一貫して増加しています。年少人口（15歳未満）は、年によって増減がありながら、2,000人前後で推移しています。1995年以降では、2010年が2,107人と最も多くなっていますが、2015年では2,069人と若干減少しています。また、推計をみると、高齢者数が4,200人前後で推移する一方で、年少人口・生産年齢人口が減少するため、少子・高齢化が進行することが予想されます。2045年の年少人口は、2015年と比較すると減少率は30.6%となっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移・推計
(人)



資料：～2015年 国勢調査
2020年～ 資料：国立社会保障人口問題研究所

②年齢3区分別人口割合の実績及び推計と他市町村との比較

年齢3区分別人口の実績及び推計を他市町村・県・国と比較すると、2015年の高森町の年少人口は、表中の他の市町村よりも高い割合となっている一方、生産年齢人口と75歳以上の老年人口の割合については、他市町村・県・国と比較すると、比較的低い割合となっています。今後の推移についても、同様の傾向となると考えられます。

■3区分人口構成比の他市町村との比較

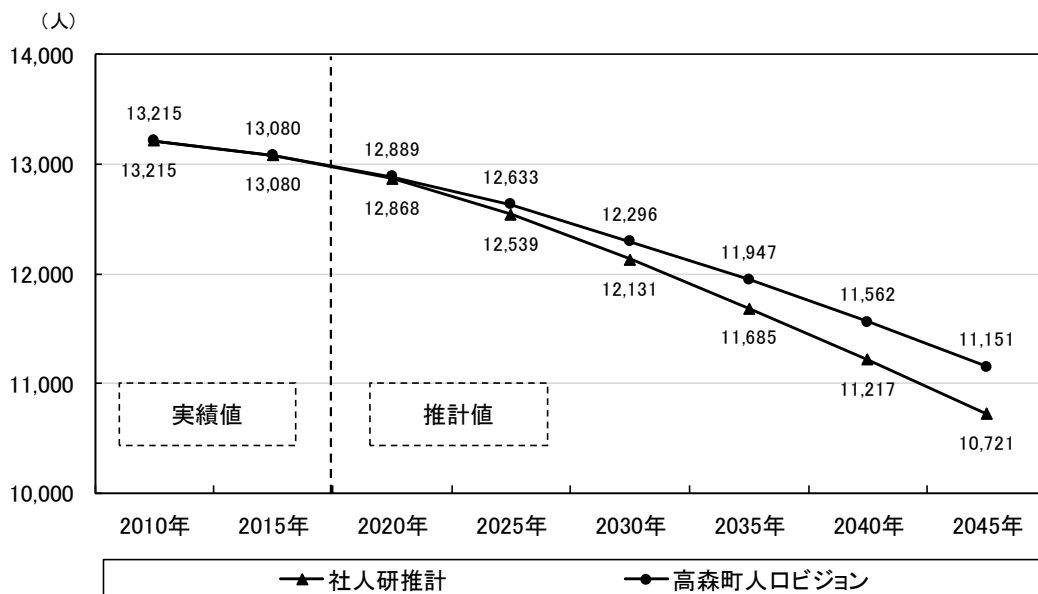
年齢区分 年齢	年少人口 0～14歳		生産年齢人口 15～64歳		老年人口 65～74歳 75歳～			
	2015年 (実績)	2045年 (推計)	2015年 (実績)	2045年 (推計)	2015年 (実績)	2045年 (推計)	2015年 (実績)	2045年 (推計)
全国	12.5	10.7	60.8	52.5	13.8	15.4	12.8	21.4
長野県	12.9	10.3	57.0	48.0	14.4	16.5	15.7	25.2
飯田下伊那地方	13.4	11.4	54.2	46.6	14.3	15.6	18.2	26.4
高森町	15.8	13.4	53.8	46.7	14.1	16.0	16.3	23.9
飯田市	13.5	11.4	55.2	47.4	14.1	15.4	17.2	25.8
松川町	12.7	9.8	55.2	45.1	14.1	16.3	17.7	28.8
喬木村	14.0	11.8	53.0	45.1	15.4	18.0	17.6	25.1
豊丘村	14.3	14.0	53.9	46.2	13.6	14.7	18.2	25.0
大鹿村	8.9	9.3	40.3	38.3	18.1	17.5	32.7	34.8

資料：国立社会保障人口問題研究所

③人口の将来展望

人口の将来展望をみると、社人研における高森町の推計は、2045年に10,721人まで減少すると予測されています。高森町の人口ビジョンでは、自然動態や社会動態を勘案し、2045年に約11,200人を目指すこととしています。

■人口の将来展望

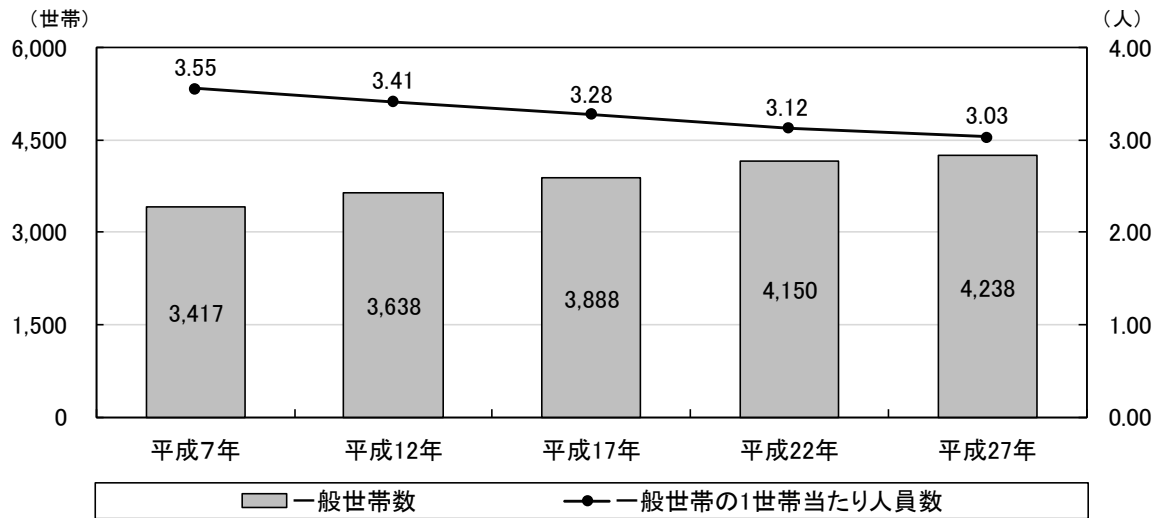


資料：国立社会保障人口問題研究所、高森町の統計

③世帯数等の推移

世帯数の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にあり、平成27年では4,238世帯となっています。一般世帯の1世帯当たり人員は減少し、平成27年では3.03人となっています。

■一般世帯と1世帯当たり人員数の推移



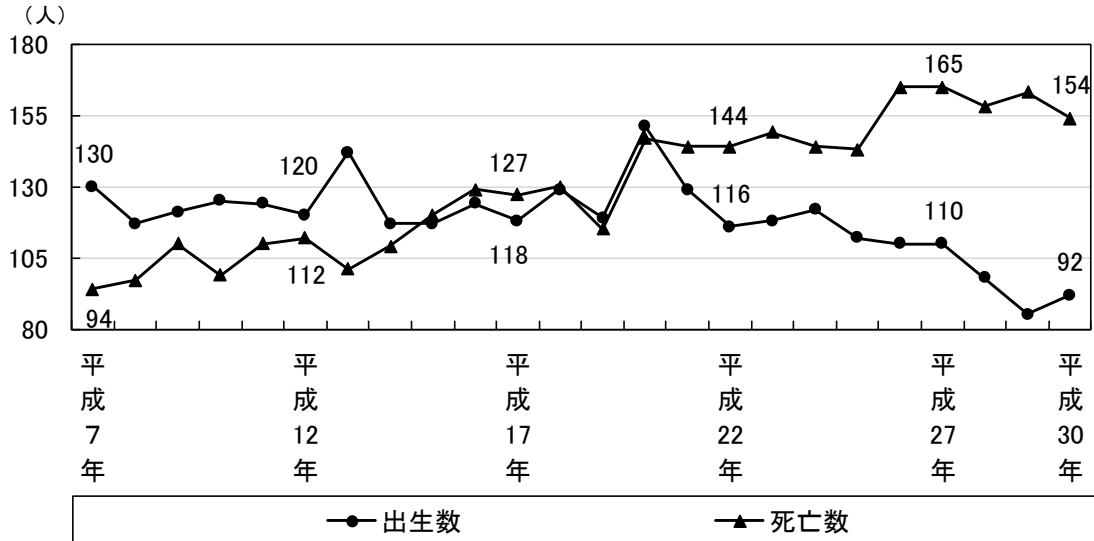
資料：国勢調査

(2) 出生の状況

①出生数・死亡者数の推移

出生数・死亡者数の推移をみると、平成14年までは、出生者数が死亡者数を上回っていましたが、その後横並びに転じています。平成21年以降は、死亡者数が出生者数を上回っており、平成30年の出生者数は92人、死亡者数は154人となっています。

■出生数・死亡者数の推移

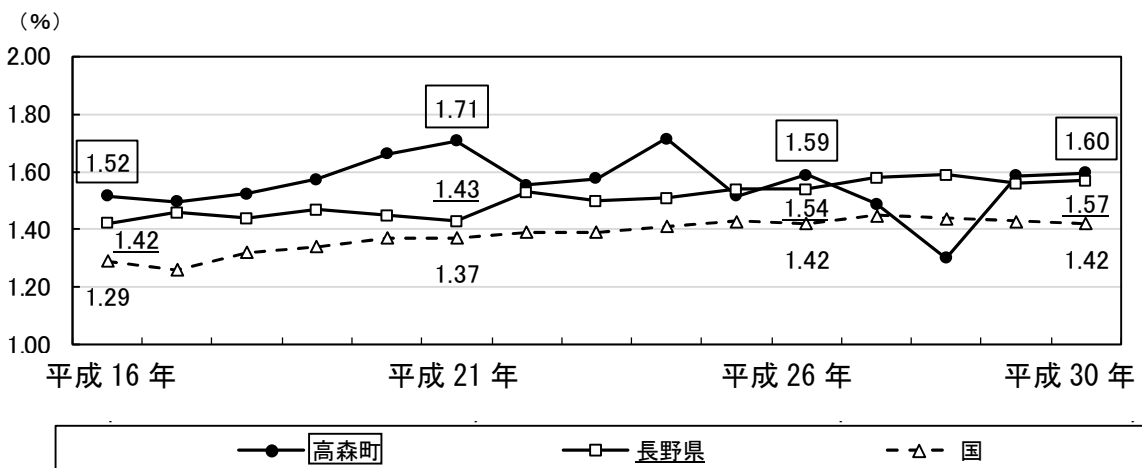


資料：住民基本台帳に基づく人口動態及び世帯数に関する調査

②合計特殊出生率の推移

高森町の合計特殊出生率(※)の推移をみると、増加と減少を繰り返しています。平成28年には最も低い値となっていますが、その後合計特殊出生率は増加に転じています。ほとんどの年で、県・国の合計特殊出生率よりも高い割合での推移となっています。今後、第7次振興総合計画(まちづくりプラン)では、令和7年に1.70、令和17年に1.81を目指すこととしています。

■高森町・県・国の合計特殊出生率の推移



資料：人口動態調査(ベイズ推定)

※合計特殊出生率：女性が出産可能とされる15歳から49歳までの間に産む子どもの数の平均

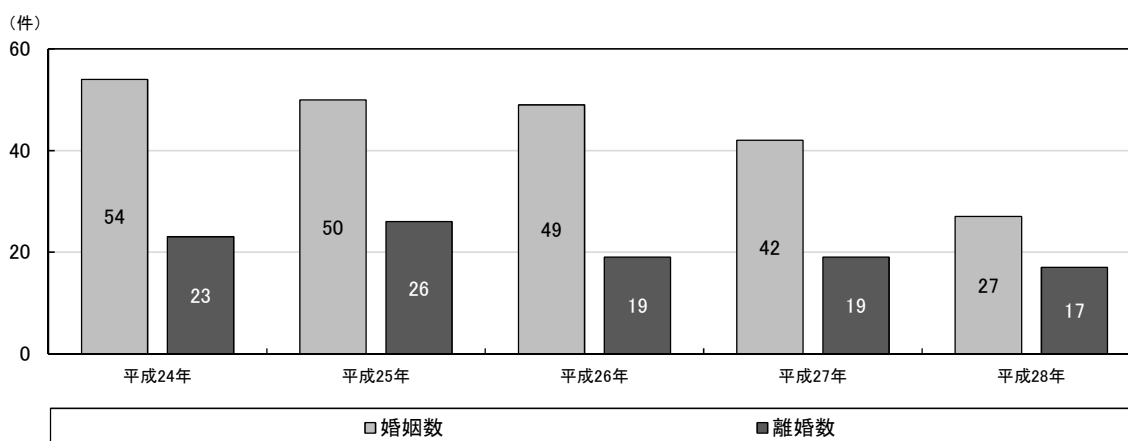
(3) 家庭の状況

① 婚姻数・離婚数の推移

婚姻数の推移をみると、減少傾向にあり、平成24年の54件から平成28年は27件と、4年間で半数となっています。

離婚数は平成24年の23件から平成25年の26件に増加していますが、その後減少し、平成28年は17件となっています。

■ 婚姻数・離婚数の推移



資料：長野県衛生年報

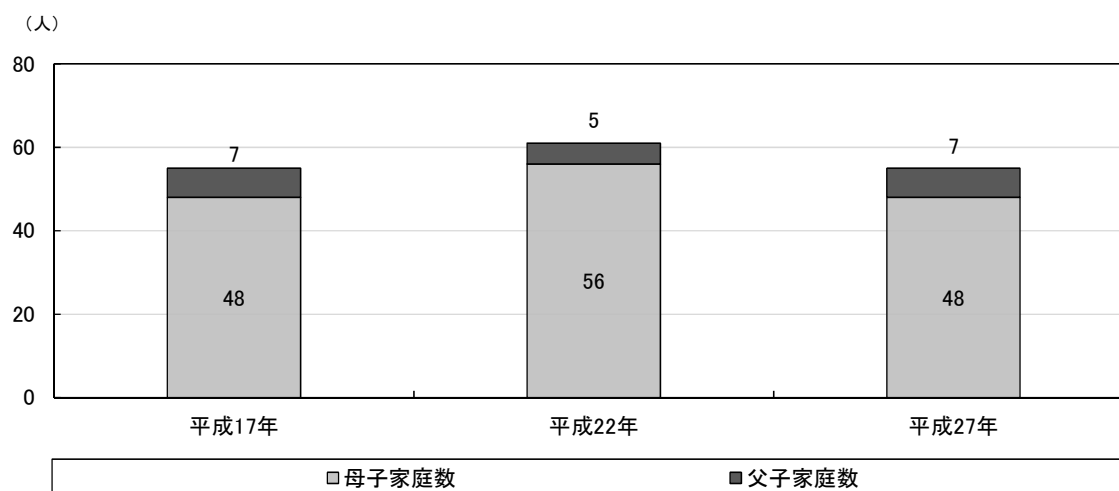
注) 高森町への届出件数を基に算出しているため、実際の件数とは異なる

② 母子家庭数・父子家庭数の推移

母子世帯の数は、平成17年の48世帯から平成22年には56世帯と増加していますが、平成27年では再び48世帯と減少しています。

父子世帯の数は、平成17年の7世帯から平成22年には5世帯と減少していますが、平成27年では再び7世帯へと増加しています。

■ 母子家庭数・父子家庭数の推移



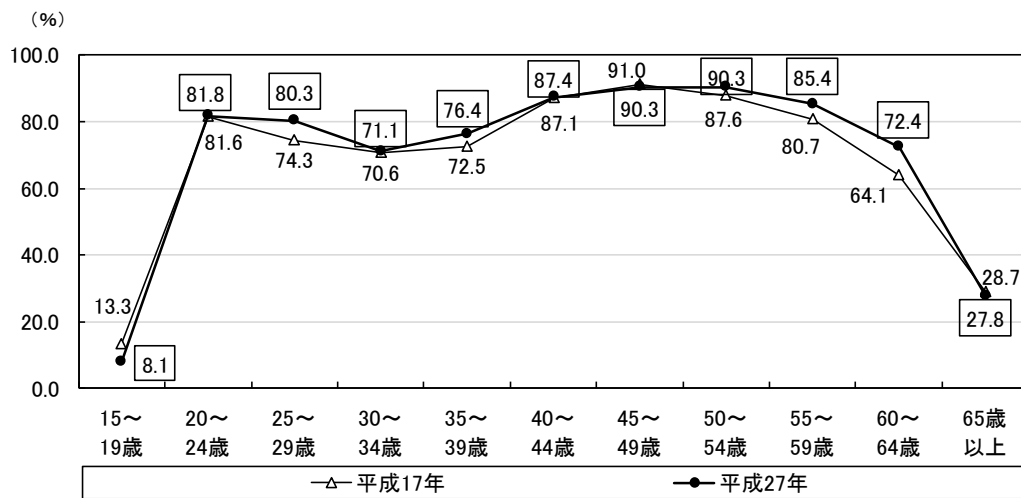
資料：国勢調査

(4) 女性の就労等の状況

①女性の労働力率の推移

女性の年齢階層別労働力率の推移をみると、20代後半から30代後半にかけて、一度減少した労働力率が再び増加しています。これは、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再就職または復職する、いわゆる「M字カーブ」の状態を示しています。平成27年の労働力率は、平成17年と比較すると、30～34歳の年齢区分における労働力率の減少は依然として存在していますが、その前後の25～29歳及び35～39歳の労働力率は高くなっています。

■女性の労働力率の推移（高森町）

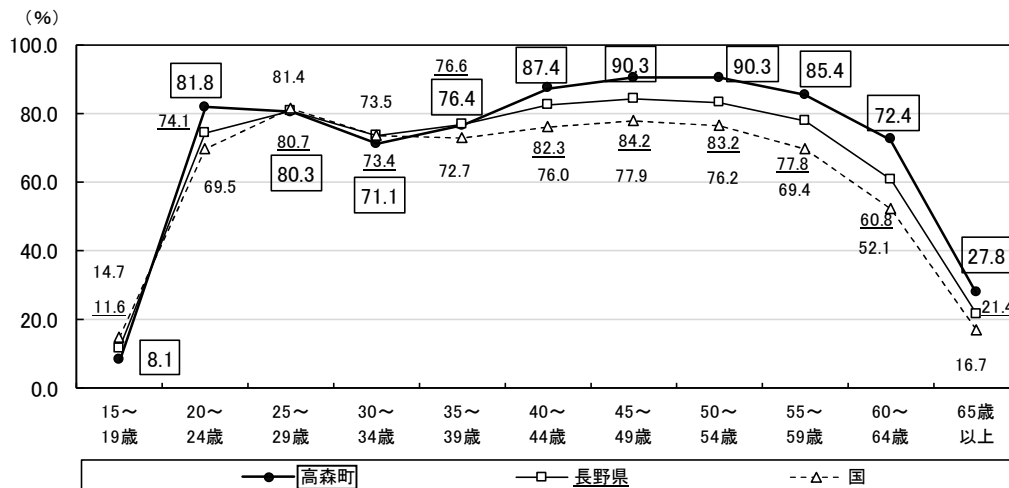


資料：国勢調査

②女性の労働力率における県・国との比較

高森町の女性の年齢階層別労働力率をみると、県・国と同様M字カーブを描いています。25～34歳の女性の労働力率は、県・国よりも低くなっています。35～39歳の女性の労働力率は、国よりも高く、県とほぼ同じ水準です。40歳以上の年齢区分においては、県・国の労働力率に比べ高森町が高くなっています。

■高森町・県・国における女性の労働力率の推移（平成27年）



資料：国勢調査

(5) 保育園の状況

① 保育園の状況

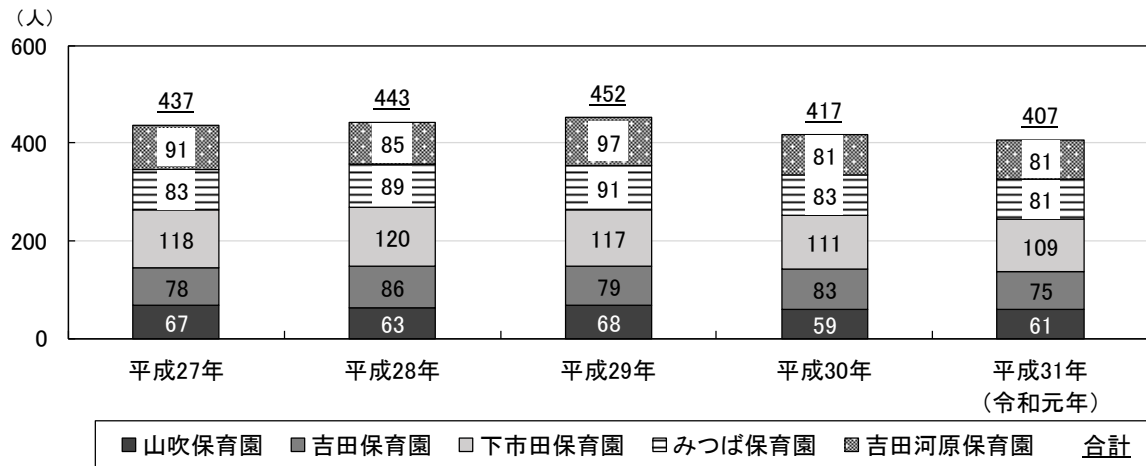
平成23年度をピークに入所園児数は減少傾向にあるものの、0歳～2歳の未満児数は増加しています。年度途中の未満児入所が多くいるため、4月1日の基準日より多くの園児が保育園を利用しています。

■平成31(令和元)年度保育園入所状況(4月1日基準日)※幼稚園の入所数を含む

保育園名称	0～2歳児	3～5歳児	合計	定員
山吹保育所	16	45	61	90
下市田保育所	26	83	109	120
吉田保育所	17	58	75	90
みつば保育所	23	58	81	90
吉田河原保育園	21	60	81	90
公立計	82	244	326	390
私立計	21	60	81	90
町外	8	28	36	
合計	111	332	443	

※認定こども園（1号認定）の入所数を含む

■町内保育園園児数の推移(4月1日基準日)



■保育園入所の推移※4月1日基準日時点の入所者数

	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	合計
平成27年	1	29	50	80	137	136	118	391	471
平成28年	1	39	53	93	120	136	139	395	488
平成29年	2	39	64	105	124	120	139	383	488
平成30年	5	38	55	98	105	127	122	354	452
平成31年(令和元年)	2	55	54	111	92	109	131	332	443

(6) 学童クラブの状況

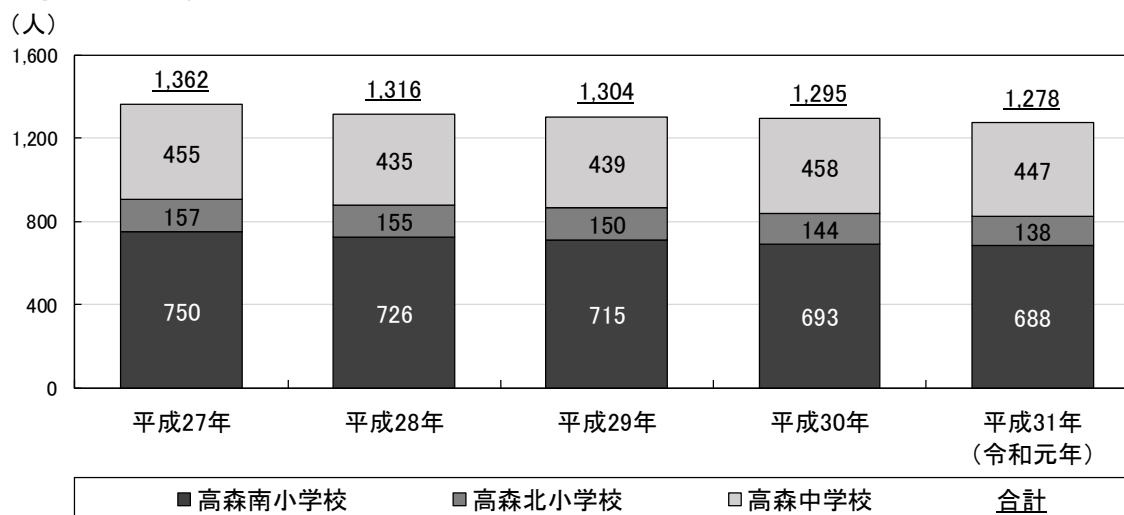
学童クラブの登録児童数は、北小学校では平成 29 年度を除いてほぼ横ばいであり、南小学校の学童クラブ登録者数は増加傾向となっています。

また、利用状況は毎月ごとに若干変化しています。登録数は、年度初めから年度終わりに向けて減少しています。

■各年度の学童クラブ児童登録数(推計平均)

	北小	南小		小計
平成 27 年度	13	70		83
平成 28 年度	12	77		89
平成 29 年度	22	82		104
	北小	南小 A (低学年)	南小 B (高学年)	小計
平成 30 年度	15	62	25	102
平成 31 年度 (令和元年度)	14	75	19	108

■小中学校児童生徒の推移



2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の概要

(1) 調査概要

- 調査の目的：平成31（令和元）年度に策定する「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや高森町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握する
- 調査地域：高森町全域
- 調査対象者：高森町在住の就学前児童のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
高森町在住の小学1年生～6年生のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間：平成31年3月1日（金）～平成31年3月14日（木）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵便調査法

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	729	519	71.2%
小学生児童	837	700	83.6%
合計	1,566	1,219	77.8%

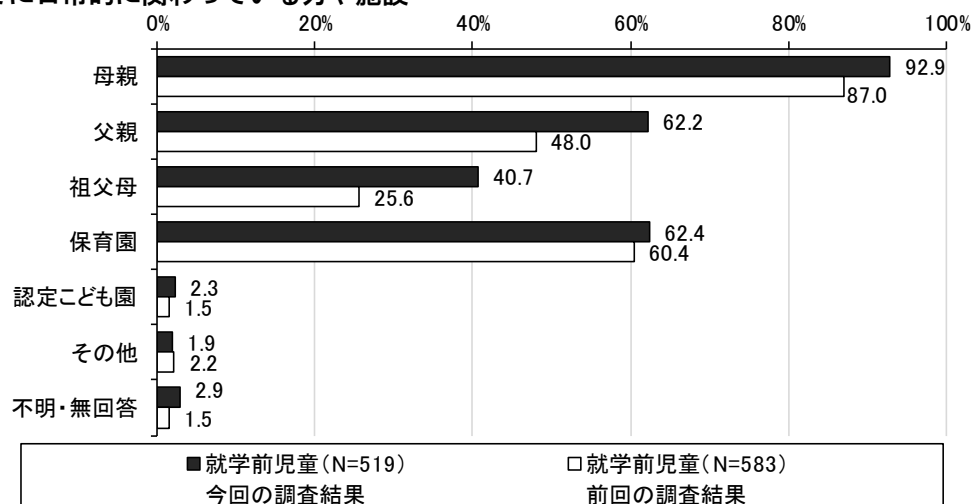
(2) 結果概要

①子どもの育ちをめぐる環境について

日常的な子育てへの関わり

子育てに日常的に関わっている方についてみると、「母親」が92.9%と最も高く、次いで「保育園」が62.4%、「父親」が62.2%です。

■子育てに日常的に関わっている方や施設



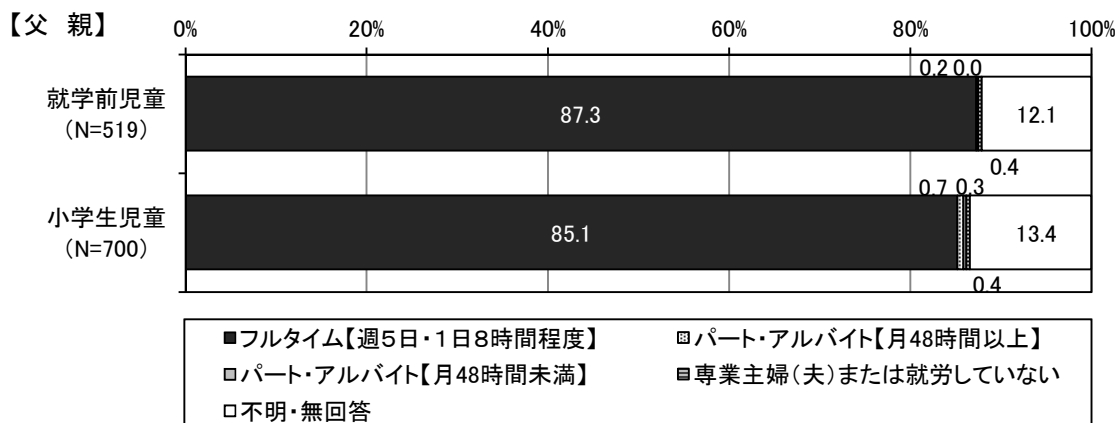
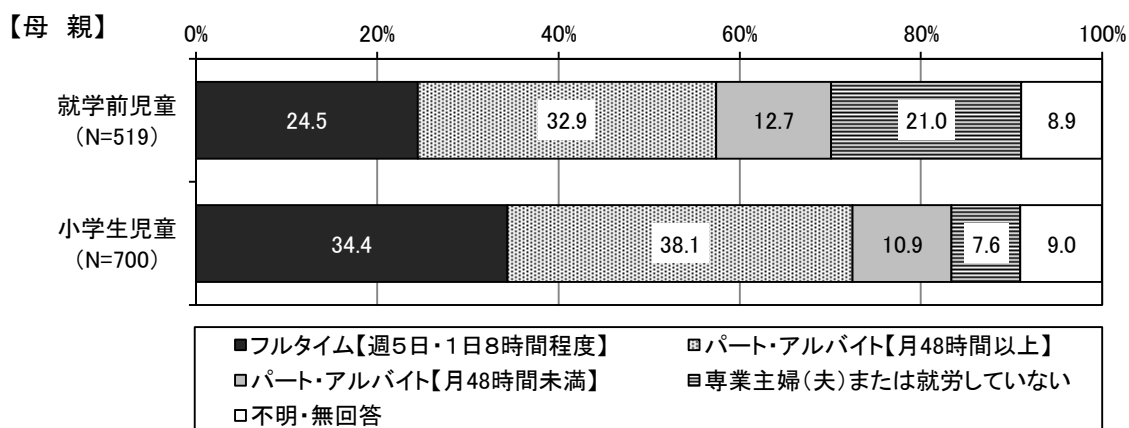
②保護者の就労状況について

母親は月 48 時間以上のパート・アルバイト勤務、父親はフルタイム勤務の傾向

母親の現在の就労状況についてみると、就学前児童、小学生児童とも「パート・アルバイト【月 48 時間以上】」がそれぞれ 32.9%、38.1%と最も高く、次いで「フルタイム【週 5 日・1 日 8 時間程度】」がそれぞれ 24.5%、34.4%となっています。

父親の就労状況については、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイム【週 5 日・1 日 8 時間程度】」が最も多く、それぞれ 87.3%、85.1%と大半を占めています。

■保護者の就労状況



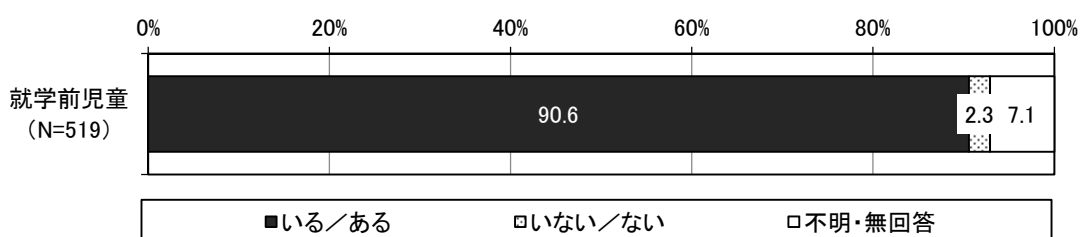
③子育ての相談先について

身近な人が子育ての相談相手に

就学前児童に関して、子育てをする上での相談相手（場所）の有無についてみると、「いる／ある」が90.6%となっています。

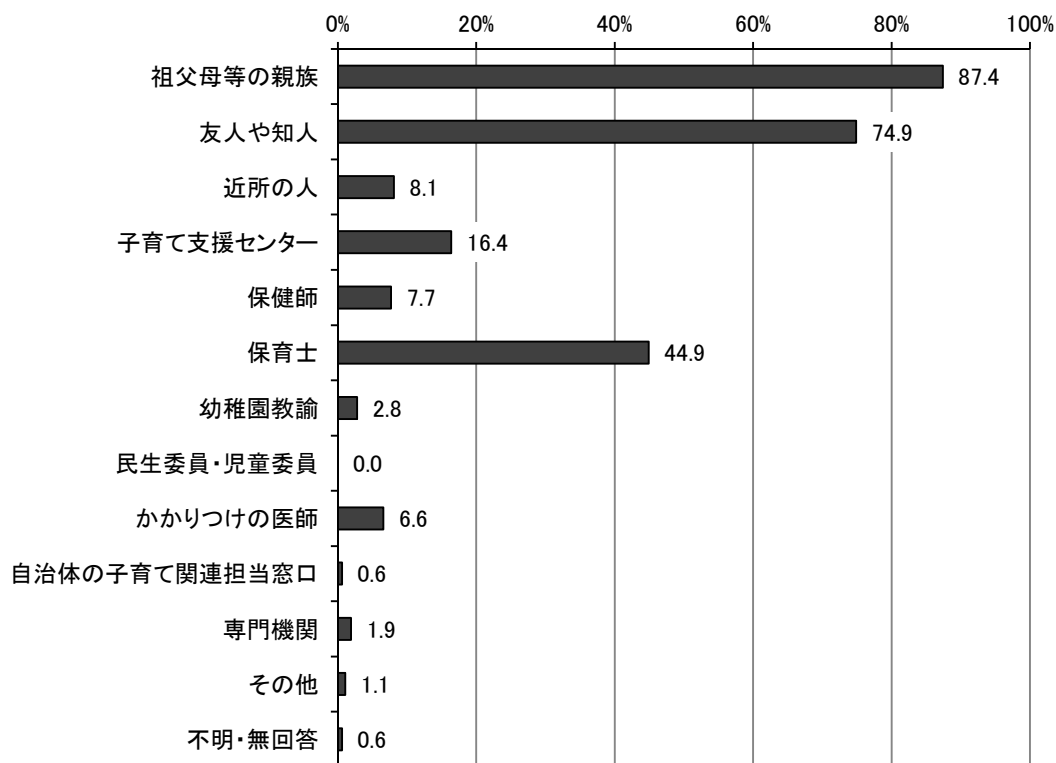
子育てをする上での相談先としては、「祖父母等の親族」が87.4%、「友人や知人」が74.9%となっています。なお、小学生児童については、「配偶者・パートナー」が77.6%、「友人や知人」が68.0%となっています。

■子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無



■子育てをする上での相談先

就学前児童 (N=470)

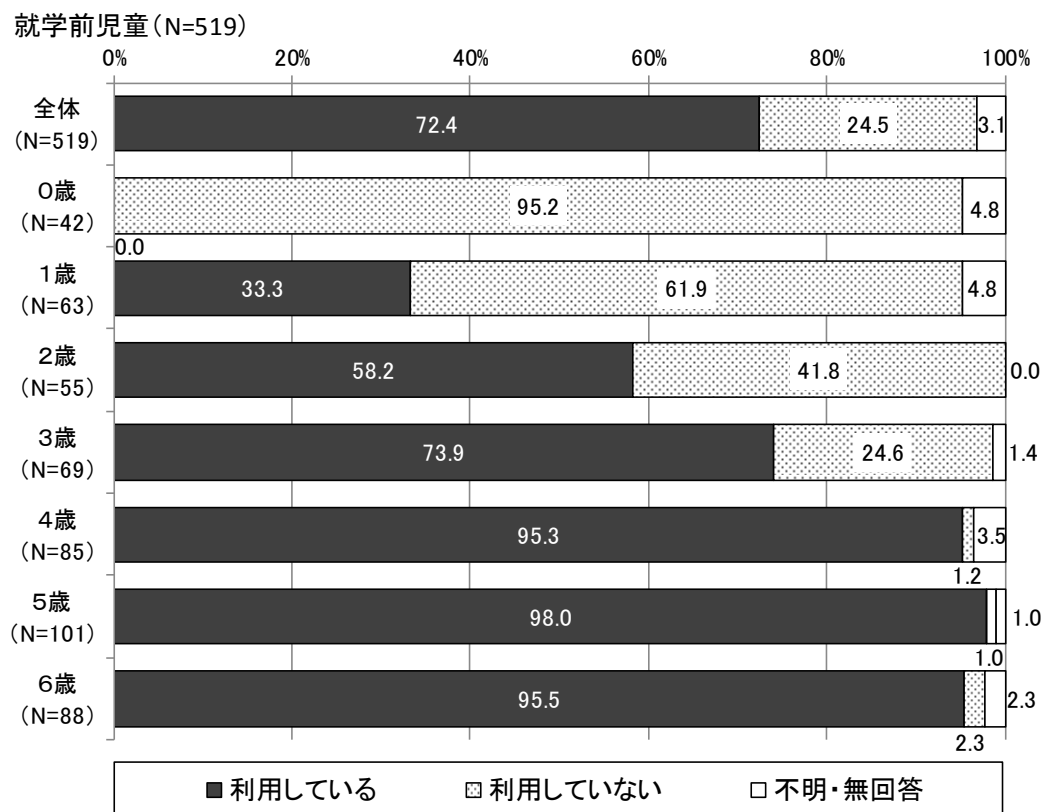


④保育園や認定子ども園等を望むニーズについて

全体の利用率は約7割、4歳以上の利用率は9割以上

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無を年齢別にみると、年齢が高まるにつれて「利用している」の割合がおおむね高くなる傾向がみられます。特に4歳以上での利用率が高く、9割以上となっています。

■現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無（年齢別）

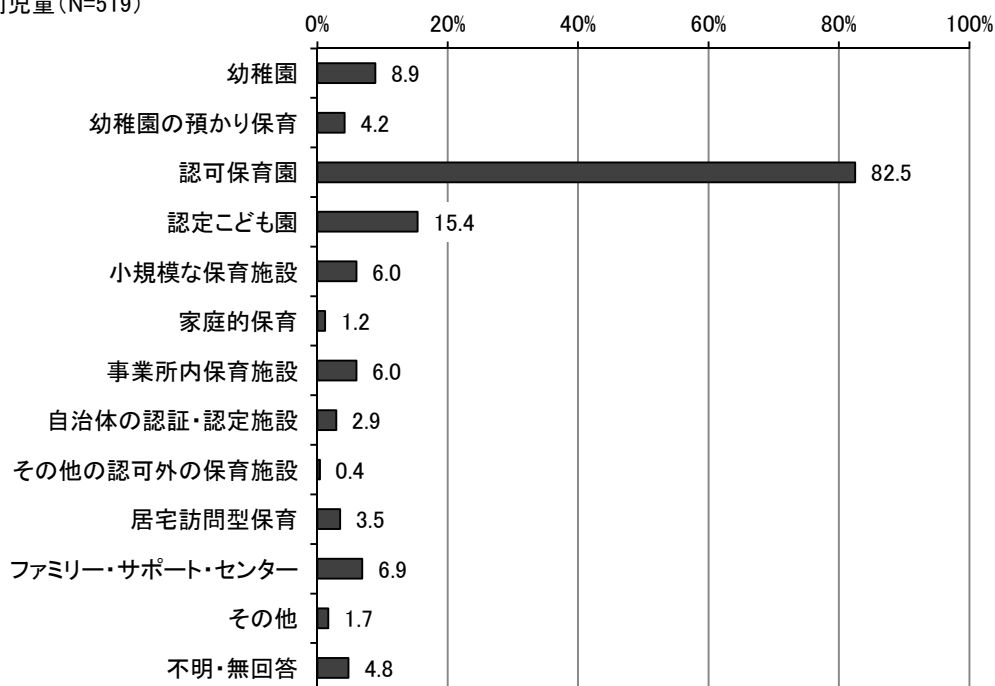


認可保育園の利用希望は約8割

平日に定期的に利用したい教育・保育事業についてみると、「認可保育園」が82.5%と最も高く、次いで「認定こども園」が15.4%となっています。

■平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業の希望（複数回答）

就学前児童(N=519)



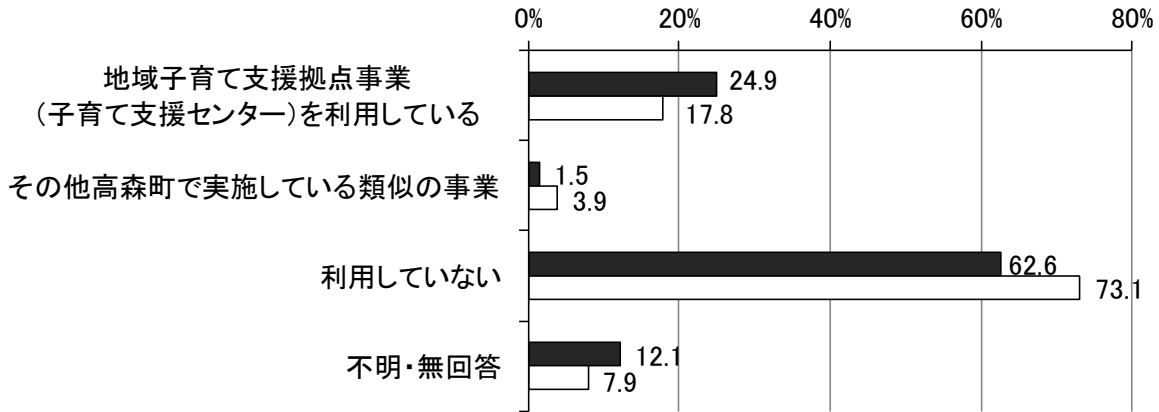
⑤地域の子育て支援事業について

現在の利用者、今後の利用意向ともに増加

現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況についてみると、「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）を利用している」が24.9%となっており、前回調査と比較すると7.1ポイント高くなっています。

今後の利用意向についてみると、「現在は利用していないが、今後利用したい」が29.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が19.3%と、前回調査と比較すると高くなっています。

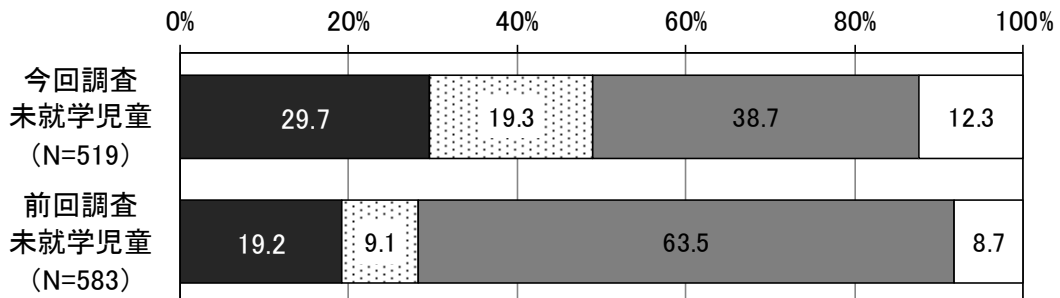
■地域子育て支援事業の利用状況



■ 就学前児童 (N=519)
今回の調査結果

□ 就学前児童 (N=583)
前回の調査結果

■地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向



■ 利用していないが、今後利用したい

▨ すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

■ 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

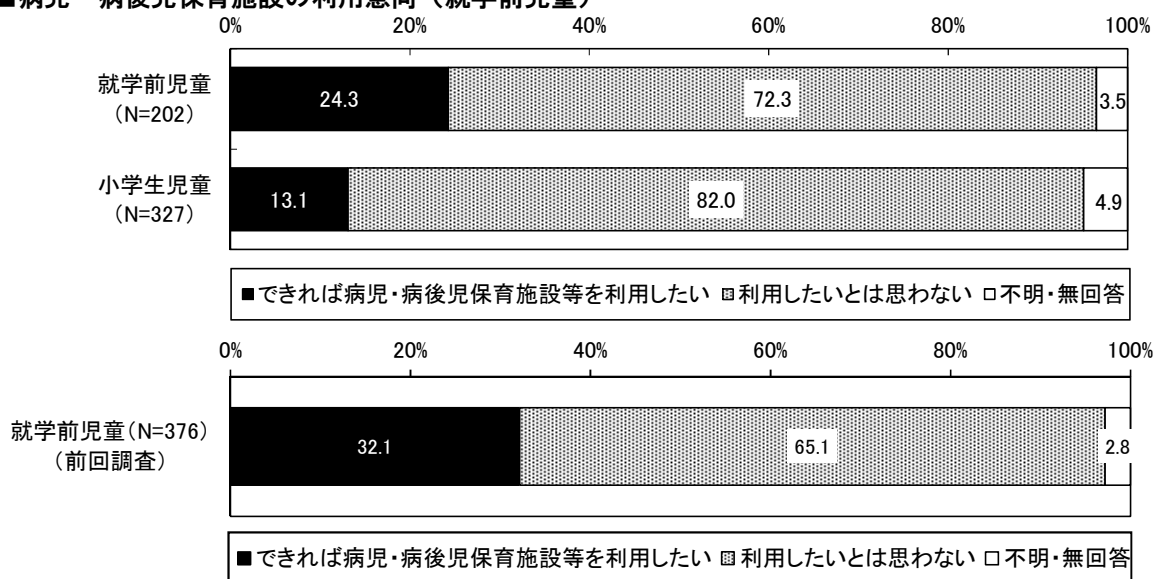
□ 不明・無回答

⑥病児・病後児保育事業の利用意向について

病児・病後児保育事業利用希望者の減少

病児・病後児保育施設等の利用意向についてみると、「利用したいとは思わない」が就学前児童で72.3%、小学生児童で82.0%となっています。就学前児童の前回調査と比較すると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合は、7.8ポイント低くなっています。

■病児・病後児保育施設の利用意向（就学前児童）

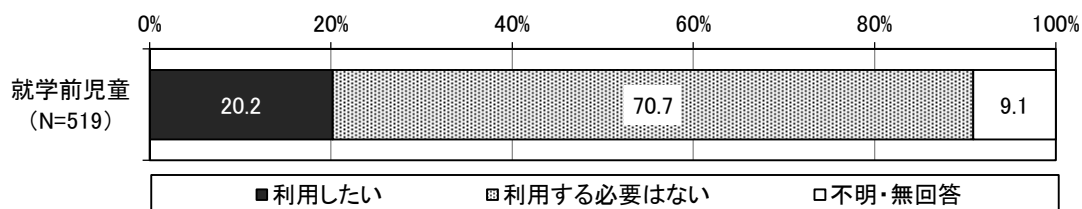


⑦一時預かり等、不定期の保育サービスの利用希望

不定期の保育サービス利用希望者は約2割

一時預かり等、不定期の保育サービスの利用について、「利用したい」が20.2%となっています。

■一時預かり等、不定期の保育サービスの利用希望



⑧小学校入学後の放課後の過ごし方(放課後児童クラブ)の希望について

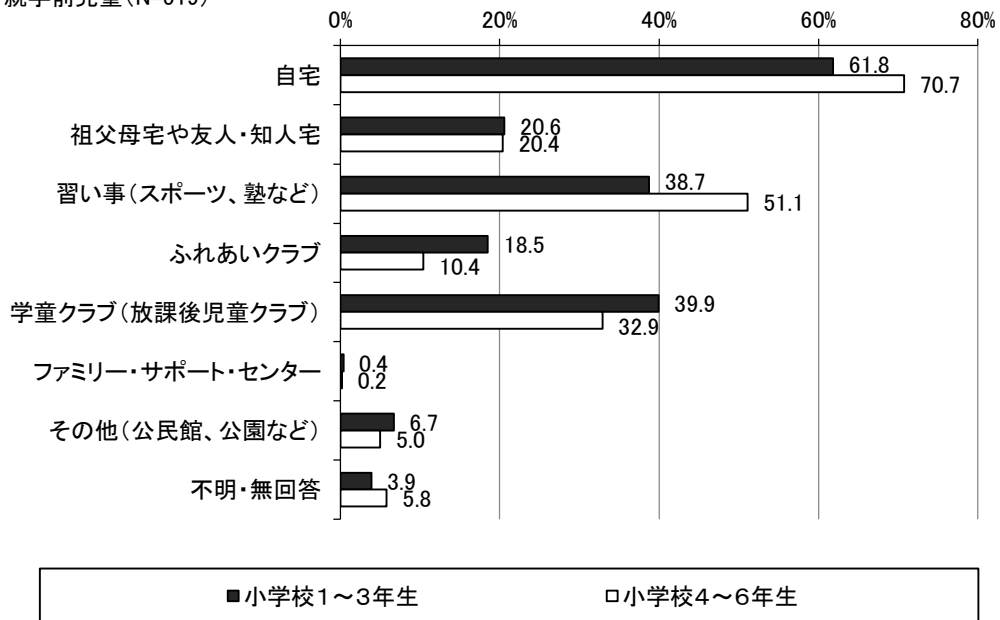
学童クラブの利用希望は低学年が約4割、高学年が3割強

小学校入学後の放課後の過ごし方の希望についてみると、就学前児童、小学生児童とも「自宅」がそれぞれ61.8%、70.7%と最も高くなっています。次いで「習い事(スポーツ、塾など)」がそれぞれ38.7%、51.1%となっています。「学童クラブ(放課後学習クラブ)」は3番目に多い項目であり、それぞれ39.9%、32.9%となっています。

また、就学前児童の土曜日、日曜・祝日、長期の休み中の学童クラブの利用意向については、長期の休みの際、「小学校の間(1～6年生)は利用したい」が75.9%となっています。

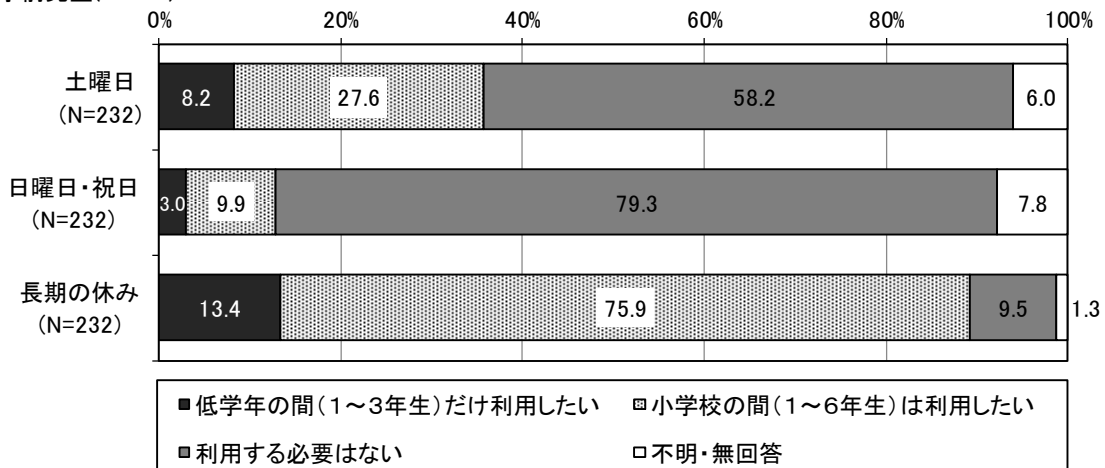
■放課後の時間を主にどの場所で過ごさせたいか

就学前児童(N=519)



■土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の学童クラブの利用希望について

就学前児童(N=232)



⑨育児休業などの職場の両立支援制度について

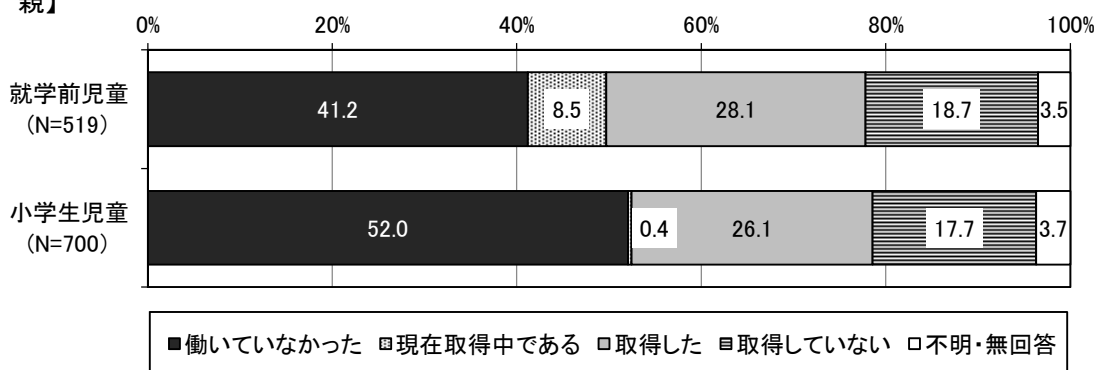
育児休業の取得、女性は半数以下、男性はほぼ取得せず

子どもが生まれた時の育児休業の取得状況についてみると、母親は就学前児童、小学生児童とも「働いていなかった」がそれぞれ41.2%、52.0%と最も高く、次いで「取得した」がそれぞれ28.1%、26.1%となっています。

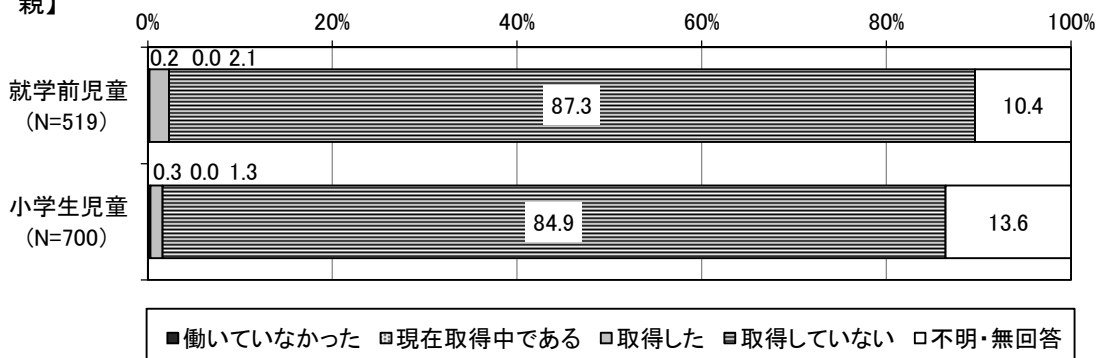
父親は就学前児童、小学生児童とも「取得していない」がそれぞれ87.3%、84.9%と大半を占めています。

■育児休業の取得状況

【母親】



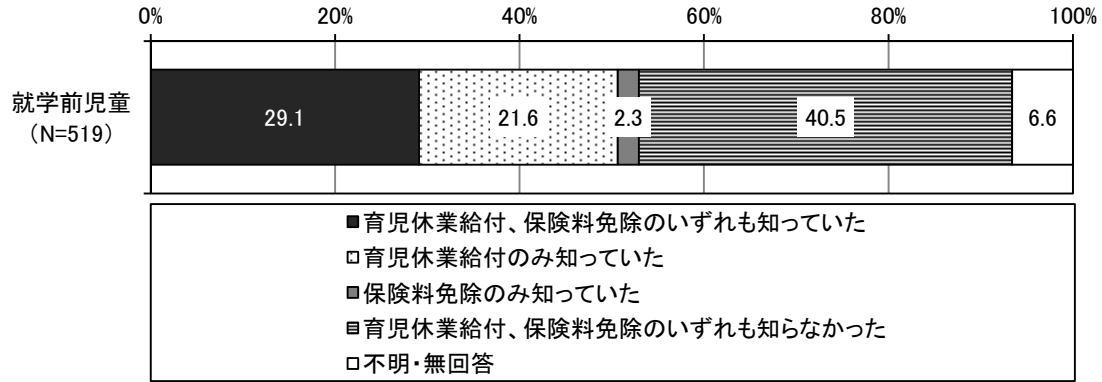
【父親】



育児休業給付や保険料免除の情報発信が必要

育児休業給付や保険料が免除になる仕組みについてみると、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が40.5%と最も高く、次いで「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が29.1%となっています。

■育児休業給付や保険料免除に関する認知度

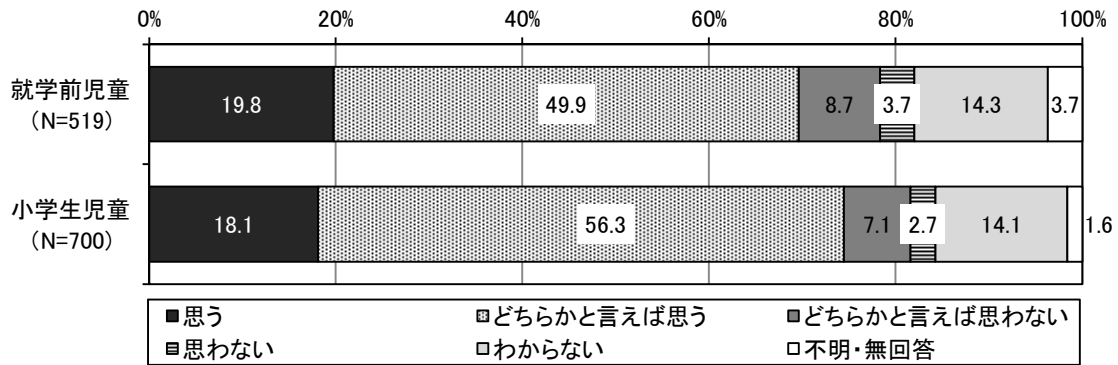


⑩前回計画を踏まえた子ども・子育て支援全般について

約7割以上の方が高森町の子育てについて肯定的

高森町が子育てしやすい町だと思うかについて、就学前児童、小学生児童とも「思う」「どちらかと言えば思う」を合わせると、約7割が、高森町の子育てについて肯定的に考えています。

■高森町が子育てしやすいまちだと思うか

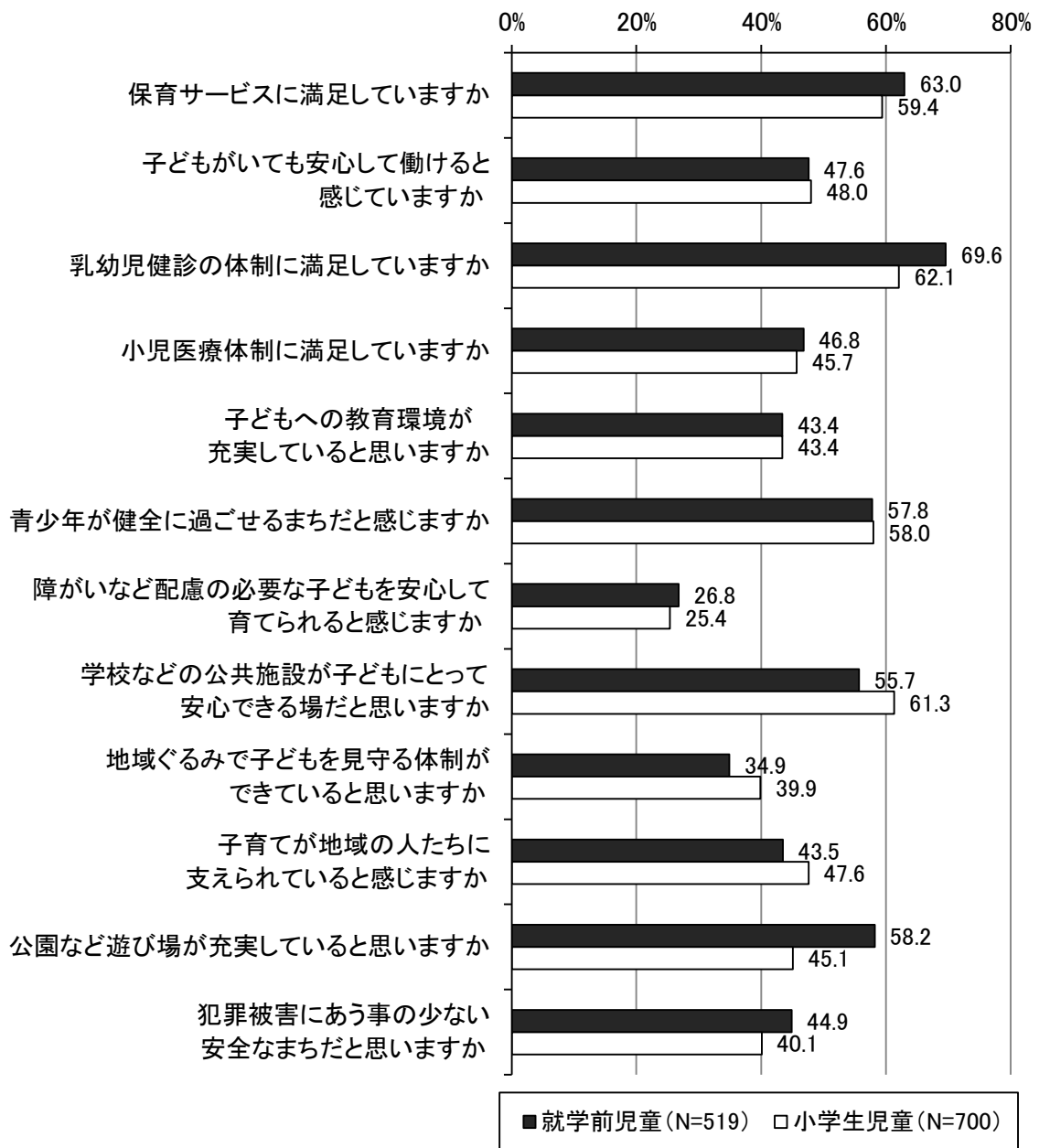


公的なサービスに対する評価の向上

高森町における各分野の評価について、就学前児童・小学生児童ともに「はい」の割合が最も高いのは「乳幼児健診の体制に満足していますか」で、それぞれ 69.6%、62.1%です。

「はい」の割合が最も低いのは、就学前児童・小学生児童ともに「障がいなど配慮の必要な子どもを安心して育てられると感じますか」であり、それぞれ 26.8%、25.4%となっています。

■高森町における各分野の評価（「はい」の回答比較）



3 第1期事業計画の評価

(1) 評価方法

第1期高森町子ども・子育て支援事業計画では、基本理念「安心と楽しさが広がる 育ち合いの町 たかもり」の実現に向け、「子どもたちの視点」「家庭の視点」「長期的、継続的な視点」「地域資源の効果的な活用の視点」「広域の視点」といった5つの視点から、子ども・子育て支援施策の充実に努めてきました。

第2期計画を策定するにあたり、第1期計画における子ども・子育て支援施策の進捗状況について、以下の考え方により担当課評価を行いました。

評価	点数
計画以上に進んでいる	4点
計画通りに進んでいる	3点
計画より若干遅れている	2点
計画より大幅に遅れている	1点

(2) 取り組みの評価と今後の方向性

基本施策1 地域における子育て支援体制づくり

施策（取り組み数）	施策別平均点	基本施策別平均点
1) 地域における子育て支援サービス（8）	2.50	2.71
2) 子育てネットワークづくり（3）	3.00	
3) 保育サービスの充実（5）	2.60	
4) 児童の健全育成（5）	3.00	

取り組み状況と評価

地域における子育て支援体制づくりについての、評価は、基本施策別平均点が2.71点となっています。施策別にみると「2) 子育てネットワークづくり」と「4) 児童の健全育成」が3.00点となっていますが、「1) 地域における子育て支援サービス」と「3) 保育サービスの充実」は3.00点を下回っています。

施策別平均点が高かった「2) 子育てネットワークづくり」に関しては、子育てサークルの活動支援として、「ママ☆プラザ」「子育て応援隊」「子育て通信編集部」への支援を行っています。「4) 児童の健全育成」に関しては、放課後の安全安心な居場所づくりとして「ふれあいスクール（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」を実施していますが、放課後児童クラブについては通年利用だけでなく一時預かりのニーズも高まっています。また、高森南小学校では放課後児童クラブ利用者の増加に伴い、平成30年には隣

接する旧給食センターを改築し、放課後児童クラブ施設を創設しています。そのほかの取り組みとして、スポーツ少年団や子ども育成会に補助金を支給し、活動支援を行ってきましたが、少子化等により加入者数が減少しているのが現状です。

施策別平均点が低かった「1）地域における子育て支援サービス」に関しては、子育て相談や子育て情報の提供について、情報を集約する仕組みが出来ていない、未就園児がいる家庭には情報が伝わりにくいといった課題がみられます。「3）保育サービスの充実」に関しては、延長保育や未満児保育、一時保育等のサービスについては計画どおりに実施されていますが、未満児保育については年々ニーズが高まっており、急な入所や里帰り出産などに伴う短期入所には、施設面積がないことから対応が難しい状況です。延長保育についても幼児教育・保育の無償化に伴い、ニーズが高まっています。そういった状況に対応するため、保育園の整備を運営体制も踏まえて検討を進めています。平成30年2月に起きた園外保育での事故を受け、全体研修会の実施や保育マニュアルの見直し等を随時行い、安全な環境づくりに取り組んでいます。

課題と今後の方向性

- 放課後児童クラブの質的拡大に向けて、指導員の確保を図る必要があります。また、多様化するニーズに対応するため、放課後児童クラブの一時利用についても検討を進める必要があります。
- 各部署の子育て相談の対応状況を把握するシステムの構築や、その情報に応じて支援を行うケースワーカー（児童家庭相談員専門職）の配置に取り組む必要があります。
- すべての家庭に子育ての情報が伝わるよう、既存の子育て応援アプリやホームページの充実、SNSをさらに活用した情報発信などが求められます。
- 保育ニーズの増加に対応できる職員体制の構築が必要です。
- 保育園の整備を計画的に行う必要があります。

基本施策2 安心して子育てができる環境づくり

施策（取り組み数）	施策別平均点	基本施策別平均点
1) 職業生活と家庭生活との両立（2）	3.00	2.75
2) 児童虐待防止対策の充実（5）	2.80	
3) ひとり親家庭の自立支援等の推進（3）	3.00	
4) 障がい児支援の充実（2）	2.00	

取り組み状況と評価

安心して子育てができる環境づくりについては、評価平均点が2.75点となっています。施策別にみると「1) 職業生活と家庭生活との両立」と「3) ひとり親家庭の自立支援等の推進」が3.00点となっていますが、「2) 児童虐待防止対策の充実」と「4) 障がい児支援の充実」は3.00点を下回っています。

施策別平均点が高かった「1) 職業生活と家庭生活との両立」に関しては、父親を対象とした「運動教室」や「親子料理教室」を実施しているほか、多様な働き方の啓発として「働き方改革推進セミナー」等を実施しています。今後は「働き方改革推進事業計画（令和2年度～4年度）」を策定し、町内企業等を支援していく予定です。「3) ひとり親家庭の自立支援等の推進」に関しては、相談事業や経済的支援、就労支援などを行っていますが、すべて計画どおりに進んでいます。

施策別平均点が低かった「2) 児童虐待防止対策の充実」に関しては、関係機関との連携を図りながら、虐待の早期発見・早期対応に努めていますが、虐待を受けている（恐れのある）子どもや支援を必要としている家庭への援助方法や対策を協議する「要保護児童等地域対策協議会」を通じた組織的対応を強化する必要があります。「4) 障がい児支援の充実」に関しては、適切な教育的支援の取り組み、幼児期から高校までの一貫した連携・支援体制の構築が進んでいるとは言えず、また、専門的知識を持って接することができる職員が少ないといった問題もみられます。

課題と今後の方向性

- 子育てにおける男女共同参画を推進する必要があります。
- 全国的に増加・深刻化する児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、要保護児童等地域対策協議会の機能を充実し、各関係機関間の連携を強化する必要があります。
- 障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるよう、乳幼児期から就労までの一貫した教育的支援を行うシステムの構築が必要になっています。

基本施策3 健やかに生まれ育つ環境づくり

施策（取り組み数）	施策別平均点	基本施策別平均点
1) 子どもや母親の健康の確保（6）	3.50	3.00
2) 食育の推進（2）	2.50	
3) 思春期保健対策の充実（2）	2.00	
4) 小児医療の充実（2※）	3.00	

※2事業のうち一つは、事業内容が変更になったため評価不能

取り組み状況と評価

健やかに生まれ育つ環境づくりについては評価平均点が3.00点と、5つの基本施策のうち、最も高い評価となっています。

施策別にみると「1) 子どもや母親の健康の確保」と「4) 小児医療の充実」が3.00点以上となっていますが、「2) 食育の推進」と「3) 思春期保健対策の充実」は3.00点を下回っています。

施策別平均点が高かった「1) 子どもや母親の健康の確保」に関しては、各種健診や訪問、健康学習などを行っていますが、すべて計画以上の進捗となっており、平成30年からは「産後ケア事業」も開始しています。また、生活習慣病予防対策として相談事業を実施していますが、平成29年からは実施回数を増加しています。「4) 小児医療の充実」に関しては、第1期計画では中学3年生までの医療費無料という方向で進めていましたが、平成30年8月より範囲を高校3年生までに拡大したことに伴い、現物給付方式（窓口負担500円）を導入しています（事業内容が変更になったため評価外）。

施策別平均点が低かった「2) 食育の推進」に関しては、高森健康食づくり推進事業として民間企業による講演会や実習を実施しましたが、参加人数が少なく、啓発が進んでいない状況です。また、給食における地産地消にも取り組んでいますが、給食では品質と一定量の供給量が求められるため、地元産食材を増やしていくことが難しい状況にもあります。「3) 思春期保健対策の充実」に関しては、各学校において性に関する正しい知識の普及に取り組んでいます。そのほか、教育相談室（子育て相談室）で心の問題に関わる相談の対応を行っています。

課題と今後の方向性

- 育児に孤独感や不安を感じる母親が増加する中、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を継続していくことが必要です。
- 食育の必要性を伝え、各家庭で実践できるよう取り組みを進めます。

基本施策4 豊かな教育による人づくり

施策（取り組み数）	施策別平均点	基本施策別平均点
1) 次代の親の育成（2）	3.00	2.57
2) 学校の教育環境の整備（11）	2.55	
3) 家庭や地域の教育力の向上（6）	2.67	
4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進（2）	2.00	

取り組み状況と評価

豊かな教育による人づくりについては評価平均点が2.57点と、5つの基本施策のうち、最も低い評価となっています。

施策別にみると「1）次代の親の育成」は3.00点となっていますが、「2）学校の教育環境の整備」「3）家庭や地域の教育力の向上」「4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進」については3.00点を下回っています。

施策別平均点が高かった「1）次代の親の育成」に関しては、幼児期から命の大切さを知る機会や中学生ボランティアが保育園児と触れ合う機会の提供に取り組んでいます。

施策別平均点が低かった「2）学校の教育環境の整備」に関しては、キャリア教育として職場体験は毎年行っているものの、自己の職業適性や将来設計について考える機会には至っていない状況です。そのほか、中1ギャップの解消に向け、令和元年度より南北小学校と中学校での連携を行っており、今後は小1プロブレムへの対応として、保育園と小学校との連携についても拡充を行う予定です。「3）家庭や地域の教育力の向上」に関しては、「家庭の日」の推進として、「親子ふれあい読書」等の取り組みを行ってきましたが、周知啓発が出来ていない状況です。地域の教育力に関する取り組みとしては、地域の方が学校の教育活動に関わっていただく「コミュニティスクール」、地域を学び、知り、地域のことを考える人材育成のための「キャリア教育」の取り組みを進めています。「4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進」に関しては、各学校で情報モラル教育や保護者への情報教育の啓発に取り組んでいます。

課題と今後の方向性

- 職業体験などの学びの場（キャリア教育）が、より効果的な実施方法や学びから発信できる力となるよう進めていくことが必要です。
- いじめ防止会議の定期的な開催により、関係機関で情報を共有し、共通認識や一致した方向性を持つことが求められます。
- 地域全体で子どもたちの学びや成長を支える仕組み（コミュニティスクール）を充実させ、地域と学校が一体となって、子どもたちの成長を支えていく必要があります。
- 子どもだけでなく保護者や地域の大人も情報モラルについて学ぶ機会を提供するとともに、学校と連携し、家庭教育の推進を継続していきます。

基本施策5 子どもにやさしいまちづくり

施策（取り組み数）	施策別平均点	基本施策別平均点
1) 子どもの交通安全の確保（2）	3.00	2.78
2) 安心して外出できる環境の整備（2）	3.00	
3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進（2）	3.00	
4) まちづくりへの子どもの参加（3）	2.33	

取り組み状況と評価

子どもにやさしいまちづくりについては、評価平均点が2.78点となっています。

施策別にみると「1）子どもの交通安全の確保」「2）安心して外出できる環境の整備」「3）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」が3.0点となっていますが、「4）まちづくりへの子どもの参加」は3.00点を下回っています。

施策別平均点が高かった「1）子どもの交通安全の確保」「2）安心して外出できる環境の整備」「3）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」に関する取り組みはすべて計画どおりの進捗となっており、「1）子どもの交通安全の確保」に関しては、地域の危険か所点検のほか、保育園・小学校での交通安全教室や交通安全住民大会等を実施しています。「2）安心して外出できる環境の整備」に関しては、公園、保育園の遊具の定期点検や防犯灯の設置に取り組んでいます。「3）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」に関しては、下校時の「青色防犯パトロール」や「こどもを守る安心の家」、防犯ボランティアによる「柿丸見守り隊」等に取り組んでいます。

施策別平均点が低かった「4）まちづくりへの子どもの参加」に関しては、小学6年生、中学2年生を対象とした「高森みらい議会」「高森みらい懇談会」の開催をしてきました。会を重ねることで、児童・生徒のまちづくりに関する関心が高まり、令和元年度からは、具体的な事業への参画が始まりました。環境教育として、各学校での児童会・生徒会を中心としたごみ拾い等の活動、また各学年での環境教育に取り組んでいます。

課題と今後の方向性

- 安心安全な環境づくりに向けて、意識啓発や危険か所の点検とともに、地域の住民間で情報を共有できる体制づくりを今後も継続していく必要があります。
- 子どもたちが地域住民とともに環境教育を学ぶ機会を確保できるよう、工夫することが求められます。
- 子どもたちのまちづくり活動への参加促進については、地域・学校・町が一緒になり、子どもたちが主体的に活動できるよう取り組みを進めます。

4 子ども・子育て会議におけるワークショップの結果

(1) ワークショップの概要

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て会議委員によるワークショップを実施しました。

参加者：子ども・子育て会議委員

実施時期：令和元年10月31日（木）

実施方法：①「地域の取り組み」

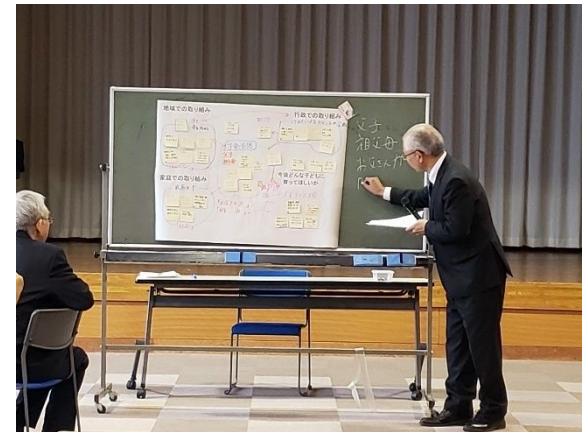
②「行政の取り組み」

③「家庭の取り組み」

④「今後どんな子どもに育ててほしいか」

4つのテーマで、A～Dまでの4グループに分かれてワークショップを実施

【ワークショップの様子】



(2) ワークショップの結果

ワークショップで出された、子ども・子育てに関する取り組みと、今後どんな子どもに育ててほしいかに関する意見は次の通りです。

【地域・行政・家庭での取り組み】

○地域の取り組み

地域においては、家庭での子育てを支援できるよう、子どもや子育て家庭の見守りが行われているという意見がありました。日頃からあいさつや声掛け、また地域行事への参加をはじめ、多世代交流の取り組みが各地で行われています。また、子育て家庭が困った際に、ボランティア等で助けられるシステムが必要であるという意見がみられました。

○行政の取り組み

母親だけではなく、父親も含めた家族全体で子育てができるような啓発活動やイベントの企画が求められています。また、情報提供・情報発信を通して、地域の人が必要な情報を手に入れられる体制を整えてほしいという声がありました。企業誘致や企業で活躍する人の話を聞く機会づくりや、成長した子どもが将来高森町で活躍できる場づくりに関する意見もありました。

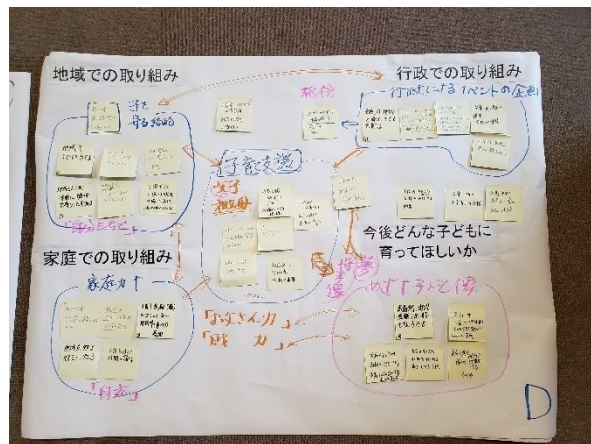
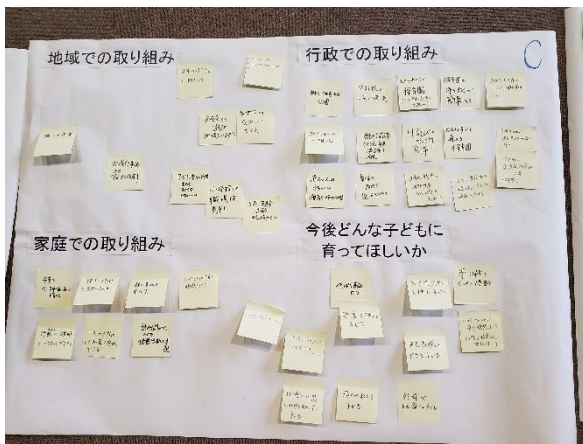
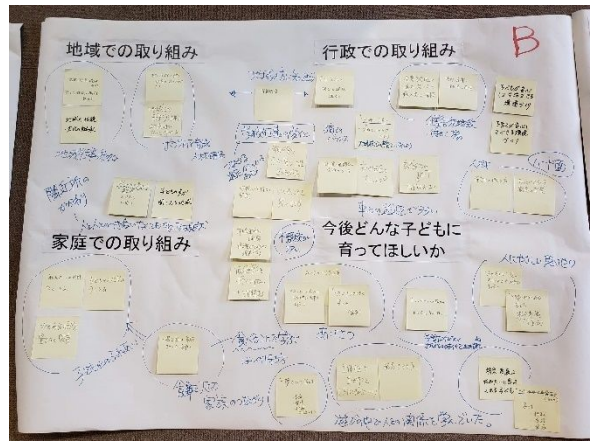
○家庭の取り組み

日頃から、子どもを中心とした子育てを責任を持って行うことが重要であるという意見が出されました。食事や読み聞かせなど、子どもと一緒にいる時間を十分に取る必要があるのではないかとの意見がありました。

【今後どんな子どもに育ててほしいか】

今後、育ててほしい子ども像としては、自分の考えや夢、目標を持ち、それらに向かって主体的に行動できる子どもに育ててほしいという声が聞かれました。また、あいさつができる子どもになってほしい、思いやりややさしい心を持って成長してほしい、という意見も多く出されています。さらに、地域の方との関わり合いや豊かな自然の中での日々の活動を通して、郷土愛を持つ高森町の子どもとして育ててほしいという希望も出されました。

【各グループのまとめの様子】



【各グループの特徴的な意見】

■グループA

議題	今後求められる取り組み
地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・お祭りやスポーツ等、地区行事への参加を促進する ・自分の周辺にいる0～18歳までの子どもを把握すること
行政での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・得意なことを伸ばし、苦手なことにも関心を持てる授業づくり ・確実に事業を推進するために、精度の高い評価を行う
家庭での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・家族一緒に食事をするなど、親子の時間を多くとり、共有する ・家族が単に集まるだけでなく、家庭機能の向上を図る
今後どんな子どもに育ててほしいか	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性を認め、広い心、あたたかい心を持って他者と接することができる子ども ・自分で考え、自分で判断し、行動できる、主体性のある元気な子ども

■グループB

議題	今後求められる取り組み
地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時にちょっと外へ出るなど、地域での子どもの見守り活動を行う ・子どもの声が聞こえる地域づくりを通して、子どもの様子を伺い知ることができる環境をつくる
行政での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致を進めることで、若い人の将来の勤め先を確保する ・家庭における子育てに対して、行政が支援をする
家庭での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの会話を多くとる ・子どもと関わる時間の量ではなく密度を大切にす
今後どんな子どもに育ててほしいか	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつのできる子ども ・思いやりのある子ども

■グループC

議題	今後求められる取り組み
地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・多年代交流を通じて、子どもの成長を見守る ・子どもが、高森町を知る活動や体験への参加を通して、親や地域、ふるさとへの愛着意識を醸成する
行政での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みを可視化し、開かれた子育て支援を行う ・親や子ども目線のパンフレットやSNS等を通して、必要な情報を発信する
家庭での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てにおける親の責任を果たす ・子どもをしっかり見る時間をつくる
今後どんな子どもに育ててほしいか	<ul style="list-style-type: none"> ・いつも何かに夢中、頑張っている ・好奇心旺盛な子ども

■グループD

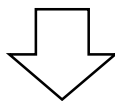
議題	今後求められる取り組み
地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人が学校に興味を持ち、協力等を通して子育てに携わる ・困ったときの預かり隊的な地域のシステムを通して、子育て家庭の支援を行う
行政での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は地域とともに子どもを育てる ・父子で参加できるイベントを企画し、家族全体で子育てを支援する
家庭での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・親が子どもと遊び、触れ合うことのできる時間の確保 ・家庭力を上げることで、自立した人材を育てる
今後どんな子どもに育ててほしいか	<ul style="list-style-type: none"> ・高森町を知り、高森が好きになり、高森を心の拠り所と思える子ども ・自分で考え、行動や発信をする子ども

5 課題等の整理

前項の1～4より見えてきた課題と求められる施策を整理すると以下ようになります。

課題1 子育てを行う保護者に対する支援

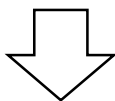
- ・核家族化や家族の孤立化により、子育てに対して不安を抱える家庭が増えており、子育てに関する相談や手助けを通じた支援体制の強化が求められています。
- ・ニーズ調査では、「あったかてらす」の開設もあり、地域子育て支援拠点の利用割合が前回調査と比較して約10ポイント増加しており、その役割が高まっています。
- ・ワークショップにおいて、子育てに関する支援制度の認知度を向上させるために、子育てアプリやホームページ、SNSなどを通して、子育てに関する情報発信を積極的に行うことが求められています。
- ・3歳未満児保育や放課後児童クラブをはじめとして、子どもの預け先や居場所を求めるニーズが増加傾向にあり、これに応えることのできる体制が求められています。
- ・保育施設整備や保育内容の充実など、多様化する保育ニーズに対応した保育環境の整備が求められています。



地域における子育て支援体制づくり

課題2 支援を必要とする家庭への支援

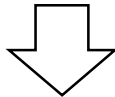
- ・母親の就業率の向上、フルタイム就業の増加など、父母ともに働く家庭が増加しており、家庭において保護者が子どもと向き合える時間的、精神的なゆとりを確保することが重要になっています。
- ・子育てと仕事の両立や、そのための職場の理解や家庭での役割分担を促すことについて、町としての積極的な取り組みが求められています。
- ・児童虐待や要支援家庭に対する進行管理や情報共有をはじめとした連携を十分に行うため、「要保護児童等地域対策協議会」及び「家庭支援拠点施設」の体制をより充実させる必要があります。



安心して子育てができる環境づくり

課題3 子どもが健康に成長するための支援

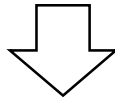
- ・ニーズ調査では、高森町における各分野の評価として、「乳幼児健診の体制に満足していますか」に対する「はい」が、他の分野と比較すると、最も高くなっています。乳幼児健診をはじめとした各種健診や訪問、健康学習を今後も継続しながら質を高めていく必要があります。
- ・市内ヒアリングにおいて、食育の推進について啓発の強化が必要とされています。
- ・子どもが心身ともに健康に成長するために、思春期保健対策の充実を通して、子どもの健全育成の推進が求められています。



健やかに生まれ育つ環境づくり

課題4 家庭・学校・地域での教育

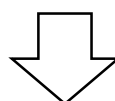
- ・地域住民や自然との関わり合いを通して、子どもがのびのびと成長できるような支援や環境づくり、教育の推進が必要です。
- ・保育園から小学校、中学校へと切れ目のない支援や連携を通して、小1プロブレムや中1ギャップ等の解消を図る必要があります。
- ・ワークショップにおいて、地域全体として、子どもの育ち、学びの場への参画が求められています。



豊かな教育による人づくり

課題5 安全な環境の整備

- ・ニーズ調査では、「子どもを育てる環境として重要だと思うこと」として、就学前児童、小学生児童ともに「治安が良く安全に生活できる環境」が最も高く、子どもの安全の確保が重要となっています。
- ・ニーズ調査では、「地域ぐるみで子どもを見守る体制ができていると思いますか」に対する「はい」の回答は未就学児が34.9%、小学生が39.9%と、全体で2番目に少ない項目であるため、体制を強化する必要があります。



子どもにやさしいまちづくり

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

みんなで育てる たかもりの子 ～ひろげよう子育ての輪～

高森町では、令和2年度から施行される『第7次振興総合計画「まちづくりプラン」』にて目指す将来像を『なりたい「あなた」に会えるまち～日本一のしあわせタウン高森～』として、住みやすい環境の中で町民が夢を持って、生き活きとした幸せな日々をおくれること、「自分のありたい姿が実現できる」ことを目指しています。子育て施策においては、家庭が安心して自信を持って子育てができ、地域が家庭や子どもたちをやさしく見守ることができる、子育てしやすい環境の実現を基本目標としています。

本計画の策定にあたっては、保育・子育てに関わる人たちの声や、子ども子育て会議のまとめ等から、子どもを取り巻く様々な環境、特に家庭の重要性について意見が多くありました。また、家庭は子どもの育ちの中心となる場所ですが、子どもの主体的な育ちを支えるためには、地域をはじめ周りからの支援も必要です。

本計画では、高森町の子どもたちは、家庭や地域、学校、保育園、行政をはじめ、「みんなで育てる」ことをテーマに、子育ての輪を広げる支援策を推進していきます。

2 計画の基本施策

基本理念をもとに、高森町の子育てのために以下の5つの項目（基本施策）を挙げます。これらの基本施策を大柱として、施策の体系化を行い、各種事業を展開していきます。

1 地域における子育て支援体制づくり

子育て家庭を支援するため、保育園や地域子育て支援拠点、学校などの拠点を通して、保育や相談、子育ての輪をつくり、地域の中での子育てを推進します。また、今後も増えるであろう保育ニーズに対応するため、保育内容の充実、保育園の整備等を図ります。

2 安心して子育てができる環境づくり

子育て家庭を地域全体で支援していくことで、子育ての主役である家庭の力を高めます。親が子育てと仕事を両立して子どもと向き合えるよう、職場の理解や家庭での役割分担・理解を促すための支援を行います。また、支援が必要な家庭をいち早く発見するための相談体制の充実や地域との連携、個別のケースに対応した適切な支援体制により、育児不安の軽減・虐待発生予防を推進します。

3 健やかに生まれ育つ環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、成長に合わせた健診や支援を行います。また、安心して育児ができる体制や、妊娠・出産できる環境づくりをさらに進め、妊娠期から出産・育児にかけて切れ目のない支援を強化します。また、食を通じた人間性の形成や良好な家庭関係づくりの推進も行います。

4 豊かな教育による人づくり

自分の夢や希望、目標に向かって、主体性を持って挑戦できる子どもを育てます。そのために、地域を知る、地域の人と触れ合う等多様な機会を提供するとともに、子どもが主体的に活動できる環境を充実させます。また、地域と学校が一体となって活動し、地域全体で魅力ある子育て、教育を推進します。

5 子どもにやさしいまちづくり

地域ぐるみでの防犯・パトロール等の取り組みにより、地域全体で安心して子育てできる環境づくりを進めます。また、防災教育を通して、有事の際には自分の身を自分で守れる子どもを育みます。

3 施策体系

基本理念	基本施策	施策の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> みんなで育てる たかもりの子 くひろげよう子育ての輪 </p>	<p>基本施策 1 地域における子育て支援体制づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 地域における子育て支援サービスの充実 2) 安心・安全な保育の確立 3) 児童の健全育成
	<p>基本施策 2 安心して子育てができる環境づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 職業生活と家庭生活との両立 2) 子ども家庭総合支援と児童虐待防止対策の充実 3) 家庭支援の推進 4) 障がい児支援の充実
	<p>基本施策 3 健やかに生まれ育つ環境づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 子どもや母親の健康の確保 2) 食育の推進
	<p>基本施策 4 豊かな教育による人づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 学校の教育環境の整備 2) 家庭や地域の教育力の向上 3) まちづくりへの子どもの参画
	<p>基本施策 5 子どもにやさしいまちづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 安心して外出できる環境の整備 2) 防災教育の実施

第4章

施策の展開

施策体系～施策の展開

基本施策	施策の方向性	重点	No.	具体的施策	
1 地域における子育て支援体制づくり	1) 地域における子育て支援サービスの充実	◎	1	あつたかてらすの充実 (地域子育て支援拠点事業)	
			2	ファミリー・サポート・センター事業の充実	
		◎	3	子育て相談の実施・充実	
		◎	4	子育て情報の提供	
			5	就園前相談・年中児相談の実施	
			6	子育てサークル・ボランティアの活動支援	
	2) 安心・安全な保育の確立		1	保育サービスの充実 (延長保育の実施・未満児保育の充実・一時保育の実施・病児・病後児保育事業)	
		◎	2	保育内容の充実	
		◎	3	保育士の人材育成 (保育士の研修・保育士の人材確保)	
		◎	4	保育園の整備	
	3) 児童の健全育成		1	健全育成事業の推進	
			2	公民館分館による活動への支援	
			3	あいさつの励行・定着化と見守り活動	
	2 安心して子育てができる環境づくり	1) 職業生活と家庭生活との両立		1	多様な働き方と家庭全体での子育てへの支援
				2	父親の子育てへの参加の推進
2) 子ども家庭総合支援と児童虐待防止対策の充実		◎	1	児童虐待防止のための関係機関との連携	
		◎	2	子ども家庭総合支援拠点の設置	
			3	DV 対策の充実	
3) 家庭支援の推進			1	ひとり親家庭の自立支援等の推進 (経済的支援・相談体制の充実・就業促進)	
			2	子育て短期支援事業	
			3	高森町ふれあいスクールの充実 (学童クラブ・ふれあいクラブ)	
			4	外国にルーツのある家庭への支援	
4) 障がい児支援の充実			1	障がいに関する情報提供及び相談体制の充実	
			2	障がいのある子どもへの適切な教育的支援	

基本施策	施策の方向性	重点	No.	具体的施策
3 健やかに生まれ育つ環境づくり	1) 子どもや母親の健康の確保		1	妊婦健診
			2	不妊治療への補助
			3	乳児訪問の実施(乳幼児家庭全戸訪問事業)
			4	乳幼児健診の実施
			5	生活習慣病予防対策の実施
	2) 食育の推進		1	給食における地産地消の推進
			2	高森健康食づくり推進事業の実施
			3	共食の推進
4 豊かな教育による人づくり	1) 学校の教育環境の整備と支援	◎	1	保育園・小学校・中学校の連携
		◎	2	本に親しむ環境づくり
		◎	3	ICT(情報通信技術)教育の推進 (子ども・保護者への情報教育の啓発含む)
			4	小原ヶ丘塾の開催
			5	情操教育の充実
			6	いじめ防止の取り組み
			7	教育相談の充実・不登校生徒への支援
			8	学校施設の整備や安全管理
			9	就学支援の充実
			10	進学支援の充実
	2) 家庭や地域の教育力の向上	◎	1	コミュニティスクールの推進
			2	平和学習の推進
			3	家庭教育の機会の提供と啓発
			4	家庭・地域・学校による協働の推進
			5	学校における外部人材との連携
			6	世代間交流の推進
	3) まちづくりへの子どもへの参画	◎	1	ふるさと(郷土)学習の推進
		◎	2	「高森みらい議会」「高森みらい懇談会」の開催
			3	児童・生徒の町事業への参画
		◎	4	キャリア教育の取り組み
		5	企業との連携	
5 子どもにやさしいまちづくり	1) 安心して外出できる環境の整備		1	交通安全活動の推進
			2	安全な道路環境の整備
			3	防犯灯の設置
			4	公共施設の安全対策
			5	防犯活動の推進
	2) 防災教育の実施	◎	1	学校における防災教育の実施

基本施策1 地域における子育て支援体制づくり

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

施策の方向

地域において、親子で交流し、相談支援や情報提供がしやすい環境をつくります。また、子どもの成長段階に合わせて、安心して子育てができるよう、子育て支援の充実に取り組みます。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	◎あつたかてらすの充実（地域子育て支援拠点事業 ¹⁾ ）	あつたかてらすでは、時代やニーズに合わせて、親子での遊びの場の提供、子育て相談等、地域で子育てを支援する事業を行います。	教育委員会 健康福祉課
2	ファミリー・サポート・センター事業 ²⁾ の充実	ファミリー・サポート・センターでは、育児の援助を受けたい人、行いたい人が会員登録し、保育園などへの送迎や一時預かり等を行います。引き続き、協力会員登録者の増加を促します。	教育委員会
3	◎子育て相談の実施・充実	子育ての悩みや不安を相談しやすい環境づくりをします。各関係機関との連携した子育て支援体制に向け、家庭状況・相談内容・対応状況を共有できるよう、仕組みの構築を行います。	教育委員会 健康福祉課
4	◎子育て情報の提供	園便りや広報、子育て通信、また「ここいく」、HPなどのSNSを活用し、情報発信の充実を行います。	教育委員会 健康福祉課
5	就園前相談・年中児相談の実施	関係者間で就園前の子どもの情報共有や必要に応じて対策を検討します。就園後、年中児相談等で必要な園児には支援を進め、就学後の継続支援につなげます。	教育委員会 健康福祉課
6	子育てサークル・ボランティアの活動支援	親同士の交流（子育てサークル）やボランティア活動に対して広報・周知等の活動支援を行います。	教育委員会

※「◎」マークは、本計画における重点施策です。

¹ 地域子育て支援事業：地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

² ファミリー・サポート・センター事業：「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する仕組み。

(2) 安心・安全な保育の確立

施策の方向

保育のニーズに対応できるよう、延長保育や未満児保育をはじめとした多様な保育による保護者への支援を行います。また、保育内容の充実や保育士の人材育成、保育園の整備を実施し、安心・安全に子どもが成長できるよう保育の質の向上を目指します。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	保育サービスの充実（延長保育 ³ の実施・未満児保育 ⁴ の充実 ・一時保育 ⁵ の実施 ・病児・病後児保育事業 ⁶ ）	保護者の就労形態の多様化に対応し、各種保育サービスを行います。 早朝・延長保育が必要な子どもに対して、保育園での預かりを行います。 未満児保育の需要の高まりに対応し、保育が必要な家庭が利用できる体制をつくります。 保護者が緊急的、一時的に子どもの世話が困難になった際、保育園等で子どもを預かります。 病氣中、あるいは回復期で集団保育が困難な子どもに対して、飯田市にある健和会「おひさま はるる」での預かりサービスを利用できる体制を維持します。	教育委員会
2	◎保育内容の充実	各園とも保育課程に基づき、子どもの個性を大切に子どもを中心とした丁寧な保育を実施します。子どもたちの安心・安全な保育のため、研修会の開催、マニュアル等の随時見直しを行います。	教育委員会
3	◎保育士の人材育成（保育士の研修・保育士の人材確保）	保育士の恒常的な確保と定着率を高めるために処遇改善の検討を進めます。幼児教育に関する知見や豊富な実践経験を持つ専門家と連携し、保育士研修、研究保育等を実施し、保育士の人材育成に努めます。	教育委員会
4	◎保育園の整備	町内の保育園5園を4園に集約し、みつば保育園・吉田保育園（吉田河原保育園との統合）の建て替えを実施します。建設場所、運営体制の検討、大規模改修等を含め町内保育園の整備計画を作成し、実行します。	教育委員会

※「◎」マークは、本計画における重点施策です。

³ 延長保育：就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため通常の保育時間を延長し保育する事業。

⁴ 未満児保育：3歳未満の子どもを預かる保育事業。

⁵ 一時保育：一時的に家庭での保育が困難となった際に預ける保育事業。育児疲れの保護者に対する心理的・精神的な負担を軽減させるために利用することも可能。

⁶ 病児・病後児保育事業：子どもが発熱などの急な病気となった場合、病院・保育園などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う。

(3) 児童の健全育成

施策の方向

子どもたちが、日頃元気に活動し、関わり合うことができるように、各種活動の支援を行います。また、地域全体で子どもたちがのびのびと成長できるよう、活動の連携や見守りを通して、子どもたちの健全育成を図ります。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	健全育成事業の推進	町内 22 地区で組織されている「子ども育成会」活動の支援や交流活動を通して、子どもたちの健全育成を図ります。	教育委員会
2	公民館分館による活動への支援	公民館の地区単位の活動に対して、子どもたちが参加できるように情報の PR や活動報告等の支援を行います。	教育委員会
3	あいさつの励行 ・定着化と見守り活動	小中学校のあいさつへの取り組みを進めるとともに、育成会・スポーツ少年団・PTA、防犯ボランティア（柿丸見守り隊）など関係団体と連携し、町ぐるみでのあいさつの啓発活動や見守りを継続して実施します。	教育委員会

基本施策2 安心して子育てができる環境づくり

(1) 職業生活と家庭生活との両立

施策の方向

仕事と子育てに関して、ワーク・ライフ・バランス⁷の向上とともに、母親・父親ともに支え合うことができるよう、家庭や職場での体制づくりを推進します。また、子育てを家庭だけのものとして捉えず、地域の企業全体における働き方についての見直し、改善、啓発を通して、仕事と子育ての両立を推進します。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	多様な働き方と家庭全体での子育てへの支援	町内の企業とともに、「働き方改革推進計画」に基づき、町全体で仕事と子育ての両立を推進・支援していきます。あつたかてらすとともに、広報・啓発活動を行い、あつたかてらす内のコワーキングスペース ⁸ の活用を進めます。また、多様な働き方の中でも家庭全体で子育てができるような啓発活動を行います。	教育委員会 産業課
2	父親の子育てへの参加の推進	父親の子育て参加を促進できるイベントやセミナー等を開催します。また、父親の子育てを支援する企画や相談による支援、情報の発信を行います。	教育委員会

⁷ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って、働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

⁸ コワーキングスペース：場所の共有を行いながら、個人が独立して仕事をすることができる場。

(2) 子ども家庭総合支援と児童虐待防止対策の充実

施策の方向

子どもや家庭を総合的に支援する体制（仕組み）づくりを行い、情報共有する中で、必要な支援を効率的に行います。あわせて、要保護児童等地域対策協議会を中心に、各関係機関と密に連携を取り、虐待に対して迅速かつ適切な対応ができる体制を強化していきます。また、保護者に対しては援助や情報提供を行い、地域全体で虐待問題に対して取り組んでいきます。さらに緊急時には、早期対応により、子どもの夜間預かりや母親及びその子どもの保護を行います。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	◎児童虐待防止のための関係機関との連携	被虐待児の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関と連携しながら、懸念される情報を集約し、適切な対応に努めます。また、要保護児童等地域対策協議会 ⁹ （各会議）を開催し、実態把握や情報共有を行います。さらに、乳児訪問や乳幼児健診の中で、母親の精神面のサポートに取り組みます。また、児童虐待防止の啓発活動を行い、地域での見守りを促進します。	教育委員会 健康福祉課
2	◎子ども家庭総合支援拠点の設置	上記施策「児童虐待防止のための関係機関との連携」（施策 2-2-1）及び「子育て相談の実施・充実」（施策 1-1-4）等の家庭支援を一体的、効率的に行うための体制（仕組み）をつくります。	教育委員会 健康福祉課
3	DV ¹⁰ 対策の充実	DVにより被害を受けた母親及びその子どもを保護することができるよう、庁内で受けた相談内容や、学校、保育園、地域などからの情報を下伊那福祉事務所をはじめとした関係機関と共有し、必要な支援につなげます。	教育委員会 健康福祉課

※「◎」マークは、本計画における重点施策です。

⁹ 要保護児童等地域対策協議会：保護や支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。全体会・実務者会議・個別ケース会議等の各会議がある。

¹⁰ DV：ドメスティック・バイオレンス。配偶者等、親密な関係にある者、または関係のあった者からふるまわれる暴力。

(3) 家庭支援の推進

施策の方向

ひとり親家庭など、支援を必要とする家庭に対して、家庭の事情に合った支援を行います。学校や保育園など、各機関と連携を取りながら支援を行うことで、子育ての充実を図ります。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	ひとり親家庭の自立支援等の推進 (経済的支援 ・相談体制の充実 ・就業促進)	ひとり親家庭に対し、医療費の助成を行います。対象家庭のニーズを確認し、今後の支援のあり方について、検討を行います。子育てに関する相談体制の充実、関係機関との連携を進めます。ひとり親家庭の就業を促進するため、支援が必要な家庭に対しては、優先して保育園に入所可能となるよう努めます。	教育委員会 健康福祉課
2	子育て短期支援事業 ¹¹	対応を必要とする子どもや保護者(子どもに危険を及ぼすことが想定される場合も含む)に、平日・休日を問わず、契約施設で子どもの預かりを行います。また、事業の周知・啓発のための広報活動に努めます。	教育委員会
3	高森町ふれあいスクールの充実 (学童クラブ ・ふれあいクラブ)	小学生全学年を対象に、放課後の安全な居場所・遊びや学びの場を提供します。一時預かり希望が町内にあるため、先行自治体を研究しながら、民営化も含め今後のあり方について検討します。	教育委員会
4	外国にルーツのある家庭への支援	在住外国人など、外国にルーツのある家庭や子どもに対し、必要に応じて、保護者への通訳・翻訳をはじめとした支援を行います。	教育委員会

¹¹ 子育て短期支援事業：保護者が病気、その他の理由で、家庭での養育が一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業。

(4) 障がい児支援の充実

施策の方向

障がいのある子ども（発達の遅れがある子どもを含む）などに関して、相談体制の充実を図ります。早期発見・早期対応をすることで、子どもの年齢や障がいの特性に合ったきめ細かな子育て支援を進めます。また、障がい児等が必要な支援を受けるための各種サービスを提供します。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	障がいに関する情報提供及び相談体制の充実	保護者の困り感に寄り添い、必要な支援・情報の提供に努めます。また、飯田市こども発達センターひまわりなどと連携し、必要な支援につなげていきます。また、医療的ケア児に対しても支援を行います。	教育委員会 健康福祉課
2	障がいのある子どもへの適切な教育的支援	子どもの健やかな成長のため、幼児期から継続した連携・支援を行います。また、副学籍 ¹² などの利用を進め、地域の子どもとして支援を行います。	教育委員会 健康福祉課

¹² 副学籍：在籍校の児童生徒が居住地の副学籍校に籍を持ち、交流を通じて居住地とのつながりを継続的に行うとともに、在籍校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行う仕組み。

基本施策3 健やかに生まれ育つ環境づくり

(1) 子どもや母親の健康の確保

施策の方向

今後も引き続き、安心・安全な子育てや子育てのため、妊娠時からの支援を継続していきます。相談体制の整備により、成長段階に応じた支援を行い、乳幼児健診体制の強化を通して、すべての家庭に対して働きかけを行います。また、悩みごとを抱え込みがちになってしまう保護者に対応できるよう、保健師や「あったかてらす」（子育て支援センター）のコーディネーター、保育士等をはじめとした、各種施設の連携を図ります。さらに、子どもが成長していく中で、健康を維持するために、生活習慣病や家庭内事故を防ぐための啓発活動や、小児医療が必要な際の経済的支援を行います。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	妊婦健診	妊娠・出産・子育てまでの具体的イメージが持てるよう母子手帳の発行時の相談・アドバイスを充実させるとともに出産後の産後ケアを行います。	教育委員会 健康福祉課
2	不妊治療への補助	不妊に悩む家庭への相談体制を充実させるとともに、多額の治療費の負担を軽減するため1年間につき上限10万円の補助を第2子以降にも行います。	健康福祉課
3	乳児訪問の実施 (乳幼児家庭 全戸訪問事業)	保健師による2か月乳児訪問を行います。支援が必要な家庭には定期以外でも家庭訪問を行います。	教育委員会 健康福祉課
4	乳幼児健診の実施	4か月、7か月、10か月、12か月、1歳半、2歳、2歳半、3歳時に乳幼児健診を実施します。乳幼児の健康状態を確認するとともに、相談コーナーを設置し、保護者の子育てに関する相談を行います。また、特に1歳半・3歳児健診を重点の健診と位置付け、すべての家庭が受診できるよう、保健師からの働きかけを行います。	教育委員会 健康福祉課
5	生活習慣病予防 対策の実施	子どもの生活習慣病対策のため、栄養士、保健師、保育士、養護教諭が連携し、乳幼児健診、保育園、小学校、中学校と継続した栄養指導などを行います。また、保護者に向けて、夏・冬に健康相談等を行い、予防対策に努めます。	教育委員会 健康福祉課

(2) 食育の推進

施策の方向

朝食の励行や、規則正しい食生活、生活習慣の重要性に関して、幼少期から子どもの成長に合わせて教育を行うことで、健康づくりの基盤をつくります。また、学校や関係機関との連携を行いながら、地元の新鮮な野菜や果実の活用を通して、地元の食材への関心や安全な食材への意識を高めることを目指します。さらに、親と子どもが食事の時間を共有する共食を通して、成長を見守る時間づくりを促します。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	給食における地産地消の推進	給食の食材にできる限り地元産（高森産・飯伊地域産）を継続して利用していくことで、児童・生徒が地元産の農産物に興味を持ち、食への安心を感じられるようにします。	教育委員会 産業課
2	高森健康食づくり推進事業の実施	「高森町食育推進計画」を基に各関係機関（保育園、小学校、中学校、あったかてらすなど）が連携し、食育の推進・啓発を行います。	教育委員会 健康福祉課
3	共食の推進	食に関する学習の機会の提供や、保育園の懇談等で保護者に対して食育と共食の重要性を伝えると同時に、家庭での共食を促します。	教育委員会 健康福祉課

基本施策4 豊かな教育による人づくり

(1) 学校の教育環境の整備

施策の方向

子どもが学ぶ喜びや、確かな学力の向上を実感でき、豊かな人間性を育むための教育の場や環境をつくりまします。また、規範性や社会性を身に付けられるよう、子どもの主体性を尊重しながら、自ら学び考える学習環境づくりに努めます。学校施設の安全管理を行うとともに、いじめ防止対策、教育相談体制づくりや就学支援など、子どもたちが安心して学べる環境を整備します。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	◎保育園・小学校・中学校の連携	切れ目ない支援を目指し、保育園・小学校・中学校の連携、特別支援学級の交流などを進めます。また、小学校時から南北小の交流・連携を実施し、早い時期からの交流や、学習環境の違いの解消などを図ります。	教育委員会
2	◎本に親しむ環境づくり	学校と公共図書館との連携（「子ども読書支援センター」）を通して、図書館利用環境を整備し、読書に親しみ、情報活用ができる子どもを育てます。 ブックスタート ¹³ 事業の推進や、保健師、保育園、学校図書館との連携により、読書環境を整備します。読書活動推進につながるイベントを実施します。	教育委員会
3	◎ICT（情報通信技術）教育の推進（子ども・保護者への情報教育の啓発含む）	小・中学生がタブレット端末等を活用した学習ができる環境の整備を行い、ICTを活用した深い学びができる授業となるよう改善に努めます。あわせて、情報モラルについて、子ども・保護者がともに共通の問題意識を持てるよう、あらゆる世代が学習できる研修会を実施します。	教育委員会
4	小原ヶ丘塾の開催	中学生を対象に、学習環境を提供し、基礎学力の定着、自主的な学習の習慣化を支援します。	教育委員会

¹³ **ブックスタート**：乳幼児とその保護者に絵本をプレゼントすることを通して、読み聞かせ等を推進する事業。

No.	施策名	内容	担当課
5	情操教育の充実	小中学生の健やかな成長を促すため、スポーツや音楽等で活躍する著名人の講演会やコンサートを開催します。また、子どもたちが将来の夢を育み成長できるよう、小学5年生を対象にJFA夢の教室を実施します。	教育委員会
6	いじめ防止の取り組み	「高森町子どもいじめ防止条例 ¹⁴ 」のもと、いじめがなく、子どもが安心して生活・学習ができる環境づくりを進めます。各校の教頭、関係者を交えた定例会議及び「高森町いじめ防止専門会議」を開催し、いじめの早期発見や早期対応に向けた取り組みを推進します。	教育委員会
7	教育相談の充実 ・不登校生徒への支援	教育相談室や特別支援教育専門員が学校における教育相談の窓口となり、児童生徒や家庭へのアドバイス、関係部署間の連携を促し、悩み事や困りごとを解消していきます。また、不登校生徒への支援や親の情報交換の場も設けます。	教育委員会
8	学校施設の整備 や安全管理	老朽化している防火施設等を中心に、長寿命化計画に基づき必要に応じて改修を進めるとともに、安全管理を行います。	教育委員会
9	就学支援の充実	就学判断等を含めた教育支援委員会では来入学児及び在学児童に対して、臨床心理士などの専門家を交え、その子に最も適した学習環境を検討します。またその中で、町内外保育園及び各校関係者や関係機関等とも連携を取りながら相談体制を充実させていきます。町外保育園児の保護者に対しても情報発信を進めていきます。	教育委員会
10	進学支援の充実	奨学金や入学準備金制度の周知をさらに進めます。また、困窮家庭への対応を今後も引き続き行います。	教育委員会

※「◎」マークは、本計画における重点施策です。

¹⁴ **高森町子どもいじめ防止条例**：いじめに対する早期発見・早期対応をはじめ、いじめの根絶を目標とした条例。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向

家庭、学校、地域へと教育の場を広げていくことで、地域全体で教育に対する意識を高めていきます。子どもがより多くの学びを経験し、多世代の人々との触れ合い・交流をきっかけとしてさらなる成長ができる環境づくりを目指します。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	◎コミュニティスクール ¹⁵ の推進	学校が地域住民と目標やビジョンを共有し、ともに知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めます。	教育委員会
2	平和学習の推進	「平和へのかけはし条例」にもとづき、町全体で平和推進事業を進めます。町民代表として、小中学生やその保護者を広島市に派遣し、参加した子どもたちが経験を発表できる機会を設けます。また、8月を平和推進月間と位置付け、講演会等を開催し平和について考えます。	教育委員会
3	家庭教育の機会の提供と啓発	保護者に対して、家庭での教育の重要性を学ぶ機会をつくり、また、保育園・小学校・中学校と連携した啓発活動や、必要に応じて相談支援を行います。	教育委員会
4	家庭・地域・学校による協働の推進	地域住民・学校・保護者が一体となり、教育・子どもの育ちについて考え、学ぶ機会として、講演会や分科会、ワークショップ等を開催します。	教育委員会
5	学校における外部人材との連携	コミュニティスクールの制度を通じて、特技などを持っている地域住民に授業支援を依頼し、また、スポーツや文化に関する専門的知識を持っている方を「中学校部活アドバイザー ¹⁶ 」または「中学校部活動指導員 ¹⁷ 」として依頼し、中学校の部活動の内容の充実とあわせて先生の働き方改革にもつなげます。	教育委員会

¹⁵ コミュニティスクール：保護者や地域住民が学校運営に参画することで、開かれた信頼される学校づくりをする仕組み。

¹⁶ 中学校部活アドバイザー：部活動の指導における支援を行う地域住民。

¹⁷ 中学校部活動指導員：教員の代わりに部活動の顧問として活動をする人材。

No.	施策名	内容	担当課
6	世代間交流の推進	あったかてらす・保育園・学校等の活動において、各地域へのふれあい広場、地域の福祉施設などへ訪問し世代間交流を実施します。また、中学生による保育園訪問などの交流も進めていきます。	教育委員会

※「◎」マークは、本計画における重点施策です。

(3) まちづくりへの子どもの参画

施策の方向

郷土への愛着と誇りを育むふるさと（郷土）学習や、「高森みらい議会」「高森みらい懇談会」をはじめとした町の各種事業への参画を通して、子どもたちが高森町について主体的に学び、理解を深め、発想の実現に向けた取り組みの充実を行います。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	◎ふるさと（郷土）学習の推進	次代を担う子どもたちが、郷土に愛着と誇りを感じられるよう、資料館（時の駅）等を活用（学習材を提供）し、小中学生やその保護者を対象に、主体的に考える（探求学習）の機会を設けます。また、地域の伝統芸能、地域行事への参加を進めます。	教育委員会
2	◎「高森みらい議会」「高森みらい懇談会」の開催	町の議会の様子を体感したり、まちのことを調べ、学習し、提案することで、まちづくりへの参画につなげるため、小学6年生、中学2年生の児童・生徒を対象に、「高森みらい議会」「高森みらい懇談会」を開催します。	教育委員会
3	児童・生徒の町事業への参画	小中学生が町の事業やプロジェクトに参画する機会をつくり、まちづくりへの意識を高めます。（環境教育や緑化事業などを含む。）	教育委員会 産業課 環境水道課
4	◎キャリア教育の取り組み	小中一貫のキャリア教育のカリキュラムの作成を進め、地域で活躍する人や企業を知り、地元産業を体験することを通じて、地域へ貢献することの大切さ、地域の将来を考える力を醸成します。	教育委員会 産業課
5	企業との連携	子どもたちが将来町で働く場づくりのため、企業誘致を行います。また、近隣市町村と連携し、企業で活躍する人の話を聞く機会や、就職セミナー・企業ガイダンス等を開催します。	教育委員会 産業課

※「◎」マークは、本計画における重点施策です。

基本施策5 子どもにやさしいまちづくり

(1) 安心して外出できる環境の整備

施策の方向

交通安全教室を継続して行い、子どもだけでなく、地域全体で交通ルールについて学び、意識の向上を図ります。また、子どもが危険や犯罪に巻き込まれることなく、安心して生活できる環境をつくります。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	交通安全活動の推進	町内保育園・小学校の交通安全教室で交通ルールなどについて指導します。子どもや保護者、地域住民の交通安全に対する意識の向上を図ります。	総務課 教育委員会
2	安全な道路環境の整備	小学校とPTA、町が連携して、危険か所点検を実施し、交通安全啓発活動や必要なか所の安全対策を行います。保育園・中学校のPTAからの要望も地区計画に反映し、計画的に整備します。また、幹線道路の歩道設置を進めます。	総務課 建設課 教育委員会
3	防犯灯の設置	各区と連携し防犯灯の要望箇所への設置を進めます。各区での防犯灯の設置が計画的にされるよう、防犯及び交通安全推進交付金を確保します。	総務課
4	公共施設の安全対策	年に1回定期点検を行い、公園や保育園の必要な遊具の更新・修繕を行います。保育園の建替え・整備の際、必要な遊具の選択・検討を進めます。	建設課 教育委員会
5	防犯活動の推進	「こどもを守る安心の家」の加入登録や周知を行います。防犯ボランティア「柿丸見守り隊」や学校関係者と調整を図り、子どもたちの登下校時の地域での見守りを進めていきます。小中学校と町が協力して、それぞれの通学路を中心に青色防犯パトロールを実施します。	教育委員会 総務課

(2) 防災教育の実施

施策の方向

実際に災害が発生した際に、子どもたちが自分たちの力で危険から身を守ることができるよう、学校等でわかりやすい教育を行い、備えられるようにします。また、各学校における防災マニュアルに関しても見直しを行い、より効果的な防災教育を行えるようにします。

具体的な取り組み

No.	施策名	内容	担当課
1	◎学校における 防災教育の実施	有事の際に子どもたちが対応できるような避難訓練や体験授業などを、消防団の協力も得ながら実施します。また、各学校の防災マニュアルを点検・見直し、実効性のあるものとします。	教育委員会 総務課

※「◎」マークは、本計画における重点施策です。

第5章
教育・保育及び
地域子ども・子育て支援事業に
関する
量の見込み・確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

1 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、地理的条件、人口、交通事情、現在の施設の利用状況などを総合的に勘案して設定します。

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要）と提供体制の確保内容・実施時期（供給）を記載します。

高森町においては地理的条件、交通事情からも移動が容易な地域のため、前回計画に引き続き、町内全域を一つの区域として設定します。利用者が幅広い選択肢の中から、登園、通勤の利便性や教育の独自性を考慮して希望する園を選択できるようにします。

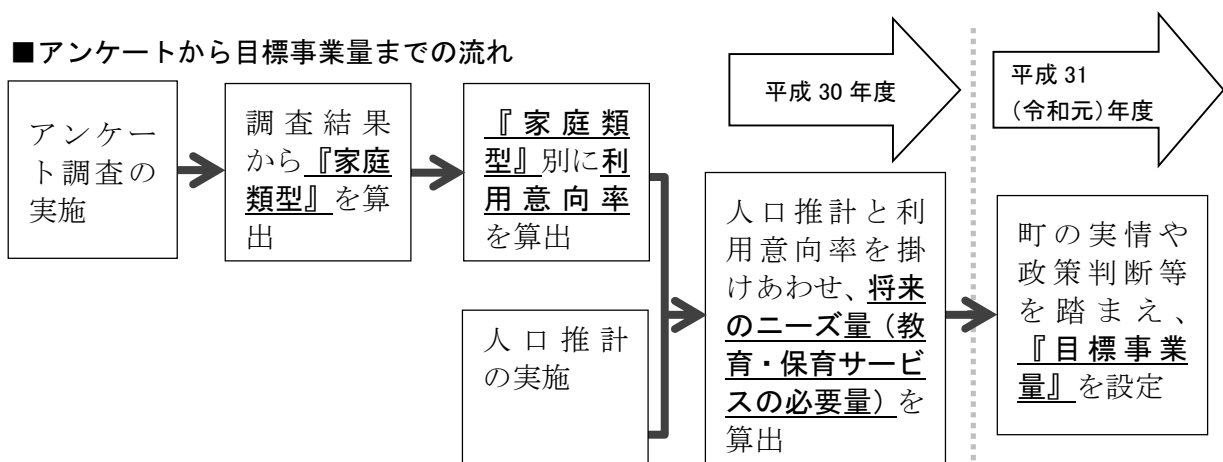
2 量の見込みの算出について

（1）「子ども・子育てに関するアンケート調査」について

平成30年度、未就学児童保護者に実施した「高森町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」は、子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを把握するために行いました。

調査結果を基に、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づきニーズ量を算出しました。

さらに、事業の利用実績、現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。



(2) アンケート結果を基に量の見込みを把握する教育・保育サービス等

次の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」において、「量の見込み」の算出を行うことが決められています。

	対象事業	認定区分	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	⇒1号	3～5歳
2	保育認定 ①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	⇒2号	3～5歳
	保育認定 ② （認定こども園及び保育園）	⇒2号	3～5歳
3	保育認定 ③ （認定こども園及び保育園 + 地域型保育）	⇒3号	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業		0～5歳
5	放課後児童健全育成事業		1～3年生、 4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）		0～5歳
7	地域子育て支援拠点事業		0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他		3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業		0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		0～5歳、1～3年生

(3) 乳幼児・児童数の推移と推計

高森町の乳幼児・児童数は減少傾向となっており、令和元年では1,450人となっています。今後の推計においても、乳幼児・児童数の減少が続く事が予想され、令和6年では1,209人となることを見込まれています。

	推移				
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 (令和元) 年
0 歳	104	84	89	89	81
1 歳	121	107	91	93	97
2 歳	124	122	108	97	97
3 歳	144	123	130	112	92
4 歳	138	141	122	131	115
5 歳	123	139	142	124	134
6 歳	139	123	137	143	127
7 歳	171	140	123	138	144
8 歳	135	172	141	121	137
9 歳	167	133	171	137	119
10 歳	155	167	133	171	136
11 歳	144	155	168	134	171
合計	1,665	1,606	1,555	1,490	1,450

	推計				
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	86	84	83	81	79
1 歳	86	92	90	89	86
2 歳	100	89	95	93	92
3 歳	98	101	90	96	94
4 歳	92	98	101	90	96
5 歳	117	93	100	103	91
6 歳	135	117	94	100	103
7 歳	128	135	118	94	101
8 歳	144	127	135	117	94
9 歳	135	141	125	133	115
10 歳	119	134	141	125	132
11 歳	136	119	135	141	126
合計	1,376	1,330	1,307	1,262	1,209

出典 ～平成 31 (令和元) 年：住民基本台帳

令和 2 年～：コーホート変化率法

3 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

(1) 教育事業

●実績値

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
1号認定	8	10	10	9	10

●量の見込み及び確保方策

(人)

1号認定	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	9	8	8	8	8
②確保方策	9	8	8	8	8
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策について】

町内には、幼稚園・認定こども園がありませんが、一定のニーズ（飯田市の認定こども園）があります。今後も、飯田市と連携を取りながら、受入れ（広域入所）の確保に努めていきます。

(2) 保育事業

●実績値

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
2号（3－5歳）	388	394	383	363	334
3号（0歳）	20	20	21	32	22
3号（1、2歳）	86	111	109	107	111

●量の見込み及び確保方策

(人)

2号（3－5歳）		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み		311	291	281	279	271
②確保方策	保育園	311	291	281	279	271
	地域型保育事業					
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

3号（0歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		27	27	26	25	24
②確保方策	保育園	27	27	26	25	24
	地域型保育事業					
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

3号（1、2歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		126	126	125	124	123
②確保方策	保育園	126	126	125	124	123
	地域型保育事業					
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策について】

町内の保育事業の定員数については、平成31（令和元）年度現在480名の提供体制があります。令和2年度から令和6年度にかけては、2号認定・3号認定ともにやや微減傾向にあります。また、未満児の途中入所希望に対応ができるよう、人材確保を行っていきます。今後、保育園の統合・民営化、建て直しを行います。保育園整備中の支援体制づくりも課題となります。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保内容・実施時期

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

●実績値 (箇所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
実施施設数	1	1	1	1	1

●量の見込み及び確保方策 (箇所)

実施施設数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策について】

地域の子育て中の親子が集まる場において、子育てに関する相談・助言を行うと同時に、身近な地域でも子育て支援に関する情報を提供できるようにします。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

●実績値 (人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
利用者数	7,004	7,004	6,184	18,961	18,129

●量の見込み及び確保方策 (人)

利用者数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	18,400	18,400	18,400	18,400	18,400
②確保方策	18,400	18,400	18,400	18,400	18,400
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策について】

高森町女性活躍子ども子育て拠点施設「あったかてらす」の開設により、地域子育て支援事業の利用者が平成29年度と比較すると約3倍となっています。今後、利用希望者分の見込みも踏まえ、提供体制の確保を行います。

(3) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

●実績値 (回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度
受診者数	1,746	1,717	1,930	1,605	1,590

●量の見込み及び確保方策 (回)

受診者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,500	1,450	1,400	1,350	1,300
②確保方策	1,500	1,450	1,400	1,350	1,300
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

※①量の見込み (配布件数×一人あたりの回数)

【量の見込みと確保方策について】

妊婦健診の補助を継続し、母子手帳発行時から継続的な指導などが行える体制を充実させていきます。

(4) 乳幼児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

●実績値 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度
実施数	95	83	94	92	75

●量の見込み及び確保方策 (人)

実施数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	80	79	78	77	76
②確保方策	80	79	78	77	76
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策について】

乳幼児家庭全戸訪問事業を通して、母親と子どもの状況を確認し、必要に応じて家庭の支援が行えるようにします。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)、要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関同士の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

●実績値 (人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
訪問数	4	4	2	3	2

●量の見込み及び確保方策 (人)

訪問数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策について】

各関係機関と連携を行い、専門的な支援ができるようにします。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

●実績値 (人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
利用者数	0	0	14	58	55

●量の見込み及び確保方策 (人)

利用者数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	59	59	58	57	56
②確保方策	59	59	58	57	56
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策について】

支援を必要とする家庭が、必要な時に利用できるよう、連携や確保を進めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

●実績値（就学児） (人)

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
利用者数	2	2	2	0	0

●量の見込み及び確保方策 (人)

利用者数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策について】

国においては、就学児における量の見込について検討することから、現在の体制の中で必要量を確保していきます。未就園児については、国への報告義務はありませんが、今後も協力会員・利用会員がともに充実した活動を行うことができるよう、地域の子育て支援の一つとして継続していきます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■幼稚園児一時預かり事業(1号・2号保育ニーズ)

●実績値 (人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
幼稚園児一時預かり事業(1号・2号保育ニーズ)	0	0	0	0	0

●量の見込み及び確保方策

(人)

訪問数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策について】

町内に幼稚園がなく、計画期間内において設置予定もないため、量の見込みは設定しません。

■一時預かり事業(在園児対象型以外)

●実績値

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度
一時預かり事業 (在園児対象型以外)利用者数	349	519	627	373	111

●量の見込み及び確保方策

(人)

一時預かり事業 (在園児対象型以外)利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	105	100	95	90	90
②確保方策	105	100	95	90	90
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策について】

非定期型保育、緊急保育、私的理由等、一時預かりのニーズに対して、必要量を確保していきます。

(9) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間等により、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

●実績値

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度
利用者数	83	89	82	66	65

●量の見込み及び確保方策

(人)

利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	72	69	69	68	67
②確保方策	72	69	69	68	67
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策について】

短時間保育を希望している家庭の要望にも応えながらニーズを満たしていきます。

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。(現在、高森町内に施設なし。飯田市の施設を利用。)

●実績値

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度
利用者数	24	44	52	48	48

●量の見込み及び確保方策

(人)

利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	45	44	43	42	40
②確保方策	45	44	43	42	40
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策について】

引き続き提供体制の確保に努め、子育てしながら働きやすい環境の整備を目指します。

(11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

●実績値

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度
利用者数	83	89	97	93	107

●量の見込み及び確保方策

(人)

利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	32	28	22	24	24
	2年生	29	31	27	22	23
	3年生	22	19	21	18	14
	4年生	16	16	15	16	13
	5年生	9	10	11	10	10
	6年生	6	5	6	6	5
②確保の内容		114	109	102	96	89
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策について】

高森町では、北小学校・南小学校の2学校で放課後児童クラブを行っています。今後は、放課後児童クラブのニーズに応えられるよう、人材の確保を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

高森町では、副食費に関しては一部実費徴収を行います（低所得世帯・第3子については減免あり）。令和元年10月の保育無償化以前よりも家庭への負担が増えないような支援に努めます。また、今後の副食費の徴収免除や他の費用の助成については、国の動向も踏まえて必要に応じて適切に対応します。

(13) 多様な事業者の参入促進について

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

高森町では、今後、今ある5園を4園に集約し、建て替えまたは大規模改修を進め、保育ニーズに対応可能な体制を整備していきます。子どもの数や保育ニーズ等の動向を踏まえ、状況に応じて民間事業者の参入の促進も検討します。

5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

核家族化の進行や就労形態の多様化により、国では家庭のニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられています。

現在、高森町には幼稚園がありません。今後、高森町においても保育園の整備を行います。認定こども園への移行が必要になる場合は、子ども・子育て会議で検討を進めます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的にはすべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、資質向上のための支援や人材の確保・育成に努めます。

①幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有し、職員の資質向上を図れるよう合同研修の開催など、広域的な取り組みを検討していきます。また、町内においては町立、私立の保育士間の意見交換や研修の機会を設けたりするなど、連携を進めていきます。

②特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

③教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に困難になると予想されます。今後とも国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めると同時に、質の高い保育の提供に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準の子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要です。

- ・妊娠、出産期から学童期まで切れ目ない地域支援体制に取り組んでいきます。
- ・保護者の困り感に寄り添った相談・適切な情報提供を行います。
- ・安全・安心で健全な子育て環境の確保に努めます。
- ・子育て支援に携わる人材の育成及び活用が必要であると考えます。

(4) 幼稚園や保育園、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育園・認定こども園の職員が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め共有することが大切です。

幼稚園や保育園、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

① 子育てのための施設等利用給付の実施

令和元年10月から、3歳児（毎年4月1日時点）以上の保育料無償化が始まりました。高森町でも、3歳児以上の全世帯、及び0～2歳児の住民税非課税の低所得者世帯を対象に保育料の無償化を行っています。

② 特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、都道府県への協力の要請をはじめ、連携を強化します。

第6章

計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画に基づく施策を推進するため、高森町「子ども・子育て会議」において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について把握するとともに、「PDCA サイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検・評価します。

点検・評価については、『第7次振興総合計画「まちづくりプラン」』の子育て支援・教育等に関する施策と連動し、定めた成果指標（次ページ参照）のチェックを本計画の評価方法のひとつとします。

また、評価内容も含め、この計画や高森町の取り組みに関する周知を図り、一緒に考えてもらうために、利用者目線に立ったパンフレットの作成、情報提供を進めていきます。

2 家庭・地域・事業所等の役割

多様化したニーズに対応するには、行政だけでなく、町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要です。

町内の子育てに関わる、家庭をはじめとした保育園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組みます。

■子育て家庭

家庭での学びや経験は、子どもが成長するにあたって基本となるものです。したがって、子どもを中心に置いた子育てが必要となります。また、保育園・小学校・中学校での情報提供に基づいて、規則正しい生活習慣や、保育園、学校、地域と連携した取り組みへの参加が必要です。

■地域住民

子どもの育成は地域の未来に関わるものです。近隣で生活をおくる子どもたちについて把握し、子どもたちが安心して成長ができるような支援が求められます。日頃から子どもの様子をみたり、声掛けを行うとともに、地域行事への積極的な参加を通して、より一層充実した多年代交流の実現のための協力が必要です。

■地域企業

子育て家庭がワーク・ライフ・バランスを保ち、仕事と子育ての両立ができるよう、職場内での子育てに関する理解や支援を行うことが求められています。また、町の未来を担う子どもたちが、大人になってからも地域で働くことができる環境を確保するため、高森町の各企業と連携しながら能力を生かせる場や情報の促進を進められるよう、協力体制を整える事も必要です。

施策を推進するための成果指標（抜粋）

『第7次振興総合計画「まちづくりプラン」』では、5つの重要項目の一つである「子どもの笑顔が輝くまち」を実現するための3つの成果指標「チャレンジ3」を設定しました。また、基本計画内の各施策についても、成果指標を設定しています。

『第7次振興総合計画「まちづくりプラン」』

重要項目「子どもの笑顔が輝くまち」成果指標（チャレンジ3）

	成果指標	目標数値	近況値（令和元年）
1	I 自己実現できる 頑張っている・前向きに取り組む小学校児童、生活が充実している中学校生徒の割合	78.0%（5年後）	75.3%
		83.0%（10年後）	小学生：80.9% 中学生：68.6%
2	II 将来の夢が描ける 児童・生徒が「自分の将来の夢」を持っている割合	80.2%（5年後）	79.5%
		83.0%（10年後）	小学生：82.2% 中学生：76.4%
3	III 学校が楽しい 学校が楽しいと回答する児童・生徒の割合	88.0%（5年後）	87.5%
		90.0%（10年後）	小学生：89.6% 中学生：85.0%

『第7次振興総合計画「まちづくりプラン」』 基本計画書「子育て分野」主な成果指標

分野B 子育てしやすい環境の実現 施策1：「こどもはたから」みんなで育てる地域の子

	成果指標	目標数値	近況値（令和元年）
1	子育てをする上での相談相手や相談場所がある保護者の割合	93.3%（5年後）	90.6%
		96.0%（10年後）	
2	子育てが地域の人たちに支えられていると感じる保護者の割合	46.8%（5年後）	43.5%
		50.0%（10年後）	
3	高森町が子育てしやすい町だと思う町民の割合	69.0%（5年後）	63.0%
		75.0%（10年後）	

資料編

1 高森町子ども・子育て会議条例

○高森町子ども・子育て会議条例

平成 27 年 3 月 24 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、高森町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 教育、保育等の関係者

(3) 地域活動の関係者

(4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(高森町保育所運営審議会条例の廃止)

2 高森町保育所運営審議会条例（昭和45年条例第14号）は、廃止する。

2 「子ども・子育て支援法」第61条

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法

律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 「次世代育成支援対策推進法」第8条

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

4 高森町子ども・子育て会議における審議経過

月日	内容
令和元年 7 月 30 日	第 1 回子ども・子育て会議 (1) 子ども子育て会議の目的・スケジュール等 (2) 「子ども子育て支援事業計画」に係るニーズ調査結果分析と計画の作成について (3) 保育無償化に伴う副食費実費徴収について
令和元年 9 月 25 日	第 2 回子ども・子育て会議 (1) 保育園建替えに関わる意見交換会での意見について (2) 「子ども子育て支援事業計画」について ①ニーズ調査結果分析 ②高森町の子ども・子育てにおける課題 ③前回計画の評価 ④高森町 子ども・子育て施策体系 ⑤高森町 子ども・子育て施策の内容 ⑥次世代担い手潜在力の試算・子育て後の状況を探る
令和元年 10 月 31 日	第 3 回子ども・子育て会議 (1) 子ども子育て支援事業計画について ・ワークショップ（司会：ジャパン総研） (2) その他
令和 2 年 1 月 20 日	第 4 回子ども・子育て会議 (1) 子ども子育て支援事業計画(素案)について ①計画全体の構成（これまでお示しした内容も含めて）について ②保育園ヒアリング、ワークショップの結果について ③計画の基本理念について ④計画の基本施策、施策体系、施策の展開（具体的取り組み）について ⑤子ども・子育て環境の整備（量の見込みの算出）について (2) その他
令和 2 年 3 月 27 日	第 5 回子ども・子育て会議（中止） ※資料で確認

5 委員名簿

	団体役職	名前
1	教育委員（教育長職務代理）【会長】	藤田 柳治
2	主任児童委員 【副会長】	岩崎 千尋
3	区長会副会長（牛牧区長）	林 治巳
4	主任児童委員	上澤 しのぶ
5	商工会副会長	中塚 功二
6	3校校長会（高森北小学校長）	小林 博
7	飯田女子短期大学教授	宮下 幸子
8	保育所保護者会連合会会長	木下 達弘
9	南小学校 PTA 会長	中田 大介
10	北小学校 PTA 会長	原 賢二
11	中学校 PTA 会長	仲平 知明
12	子育て中の保護者代表（牛牧）	加藤 明美
13	子育て中の保護者代表（山吹）	竹花 沙織
14	子育て中の保護者代表（下市田）	杉田 美沙子
15	子育て中の保護者代表（吉田）	吉成 美帆
16	議会総務民生委員長	岩口 友雄（小平 一博）

第2期高森町
子ども・子育て支援事業計画

発行 : 高森町
編集 : 高森町教育委員会
〒399-3193
下伊那郡高森町下市田 2183 番地 1
TEL : 0265-35-9416
策定協力 : (株) ジャパンインターナショナル総合研究所
発行年月 : 令和2年3月
